

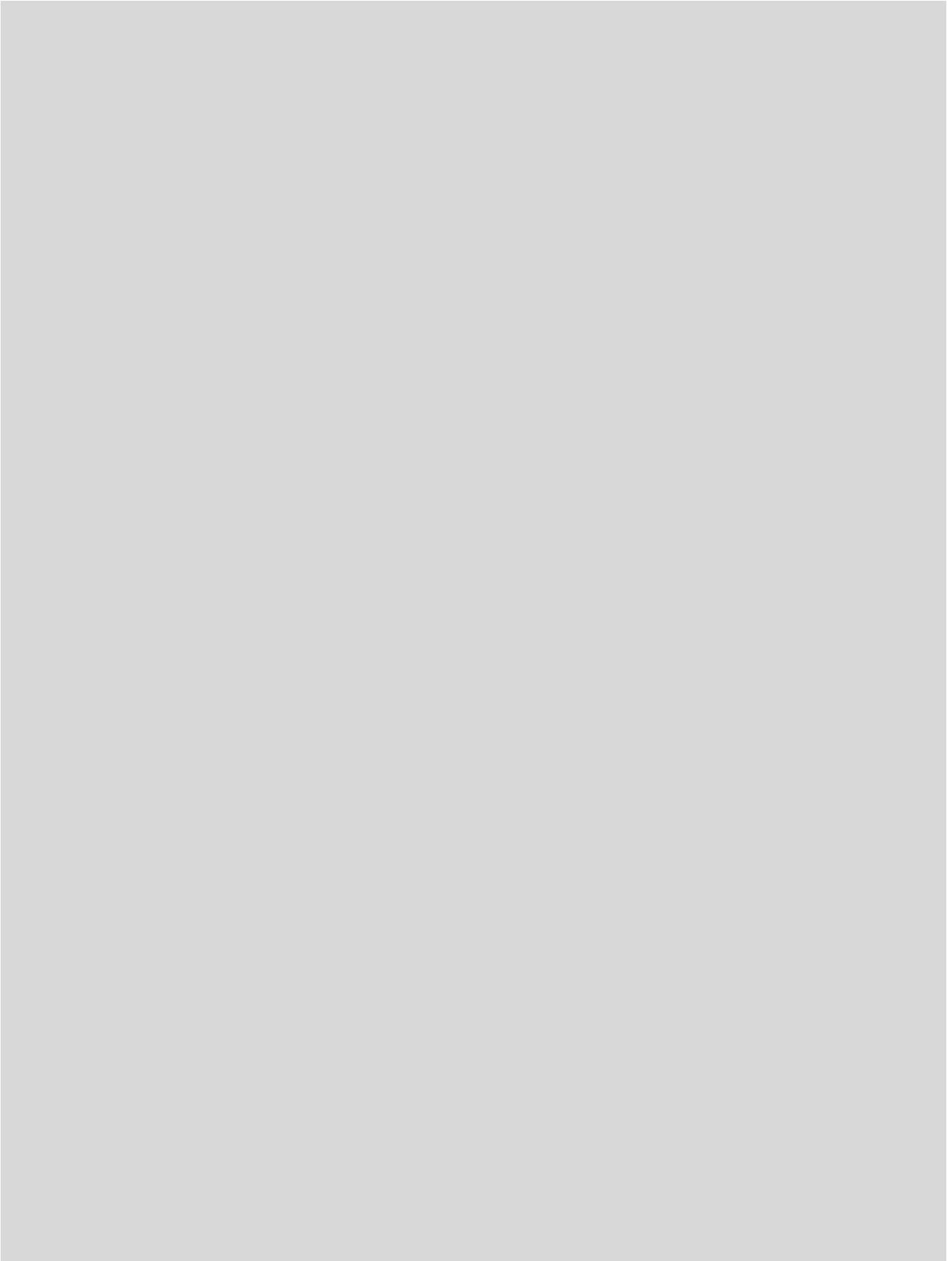
過去から現在、未来へとつなぐ ^{いま}さんむの景観
～手を携えて守り、創り、紡ぐ～

山武市景観計画（素案）

平成 26 年 6 月

山武市

はじめに（市長あいさつ）



目次

第1章 景観計画策定の背景と目的 1

- 1-1 景観法の背景.....2
- 1-2 山武市の景観計画の目的.....3
- 1-3 山武市景観計画の位置づけ4

第2章 山武市の景観について..... 5

- 2-1 山武市の概要.....6
 - (1) 位置・地勢..... 6
 - (2) 地形..... 7
 - (3) 歴史概要 8
- 2-2 山武市の景観資源.....10
 - (1) 景観資源の分類 10
 - (2) 類型別の景観特性..... 12

第3章 山武市が目指す景観づくり 23

- 3-1 景観づくりを進める範囲.....24
- 3-2 市全域の景観づくり25
 - (1) 理念..... 25
 - (2) 目標..... 26
 - (3) 基本方針 28
- 3-3 重点地区の景観づくり46
 - (1) 重点地区の指定 46
 - (2) 成東駅南側周辺地区の現状・課題 46
 - (3) 重点地区の基本方針 47

第4章 景観づくりの進め方..... 49

4-1	さんむの景観づくり	50
4-2	景観づくりの視点.....	51
(1)	4つの視点.....	51
(2)	これまでの取り組み	53
(3)	今後の取り組み例.....	56
4-3	景観づくりを支える施策・制度の検討	57

第5章 山武市の景観づくりの作法 59

5-1	山武市の景観づくりの作法について	60
5-2	行為の制限について	61
(1)	届出対象行為・規模	61
(2)	景観形成基準.....	63
(3)	届出手続きの流れ.....	69
5-3	屋外広告物について	70
5-4	景観づくりの核となる建造物・樹木	71
(1)	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	71
(2)	景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用の考え方	71
5-5	公共施設による景観づくり	72
(1)	公共施設による景観づくりの考え方.....	72
(2)	景観重要公共施設の指定方針.....	73
(3)	整備の推進に向けて	73

資料編.....

第1章 景観計画策定の背景と目的

～景観計画はなぜ必要なのか？～

1-1 景観法の背景

近年、経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、豊かな自然環境に加え、歴史の佇まいを残すまちなみや統一感のある住宅街といった、魅力ある「景観」(※)が求められるようになっていきます。

一方で、生活環境の変化や人々の価値観の多様化等に伴い、周囲と調和しない高さや色彩を持つ建物や広告物が増え、従来の良好な景観が損なわれる状況も国内各地で見られるようになりました。

これに対し、地域住民や地方公共団体により景観形成の自主的な取り組みが行われるようになりましたが、法律の根拠がないことや、強制力のある規制ができないことによる限界がありました。

そうした中、平成16年に実効性のある総合的な法律として「景観法」が制定されたことにより、景観計画の策定をはじめ、景観法に関わる諸制度を活用することで、地域の特性を活かした良好な景観の形成に取り組むことが可能となりました。

山武市では、市内各所における花や桜の植栽・管理、里山保全や、行政主催の景観セミナーへの参加等、景観に対する市民の皆さんの関心が高まる中、平成23年5月に、景観法に基づいて景観行政を担う景観行政団体へと移行しました。

(※)「景観」とは

広辞苑で「①風景、外観、ながめ。また、その美しさ。②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま」とされているように、「景観」とは、単に海や山などの自然を指しているだけでなく、自然と人間の行為（里山や森林の手入れを行う、道路や建築物を建設することなど）を合わせた環境として捉えています。

また、「景観」の良い・悪いは、“眺めの対象”の状況と“眺める人”の感じ方（印象・価値観）との関係性によって変わってきます。

山武市の景観に造詣の深い北原先生（千葉大学）は、景観セミナー（in 九十九里浜）において以下のように講演されておりました。

- ・景観を見ることによって、地域の健康状態が分かってくる。目に見えるもの、見えないものを含めて、景観は総合的な環境のバロメーターである。
- ・景観に注意を払っていくと、地域の宝が見えてくる。その宝物を守り、育て、後世に伝えていくためには、地域と暮らしとの結びつきをきちんと、もう一度組み立て直していく必要がある。
- ・そのためには、個々の地域だけではなく、いろんな地域や活動している人たちのネットワークを組み立て、大きな力としていくことが大切になる。

千葉県・山武市主催「景観セミナーin 九十九里浜」（平成25年12月）より

1-2 山武市の景観計画の目的

山武市には、日本の白砂青松 100 選と日本の渚百選に選定されている九十九里浜やサンプスギに代表される丘陵地の自然的景観、屋敷林に囲まれた集落地や趣のある市街地等のまちなみ景観、生活の中で感じるまちの雰囲気や文化の香りなどの目に見えない景観をはじめ、多様な景観が見られます。

こうした景観は、長い時間をかけてじっくりと築きあげてきたものであり、都市計画法や建築基準法等の法律とは別に、周辺環境と調和するように建物を建て・生け垣をつくるという暗黙のルールによって保たれてきました。

しかし、近年では、人々の生活習慣や価値観の変化等によって、そうしたルールが失われつつあります。

そこで山武市では、目指すべき景観のビジョンを提示するとともに、これまで地域の中で見られた“調和”というルールを、誰もがわかるよう提示するために、景観計画を策定することとします。



コラム：サンプスギ？山武杉？

「サンプスギ」とは、千葉県で生まれた優良な性質を多く持つ挿し木スギであり、250 年以上前から山武林業地において挿し木造林の技術とともに受け継がれてきたものを指します（山武地域では「カンノウスギ」とも呼ばれてきました）。

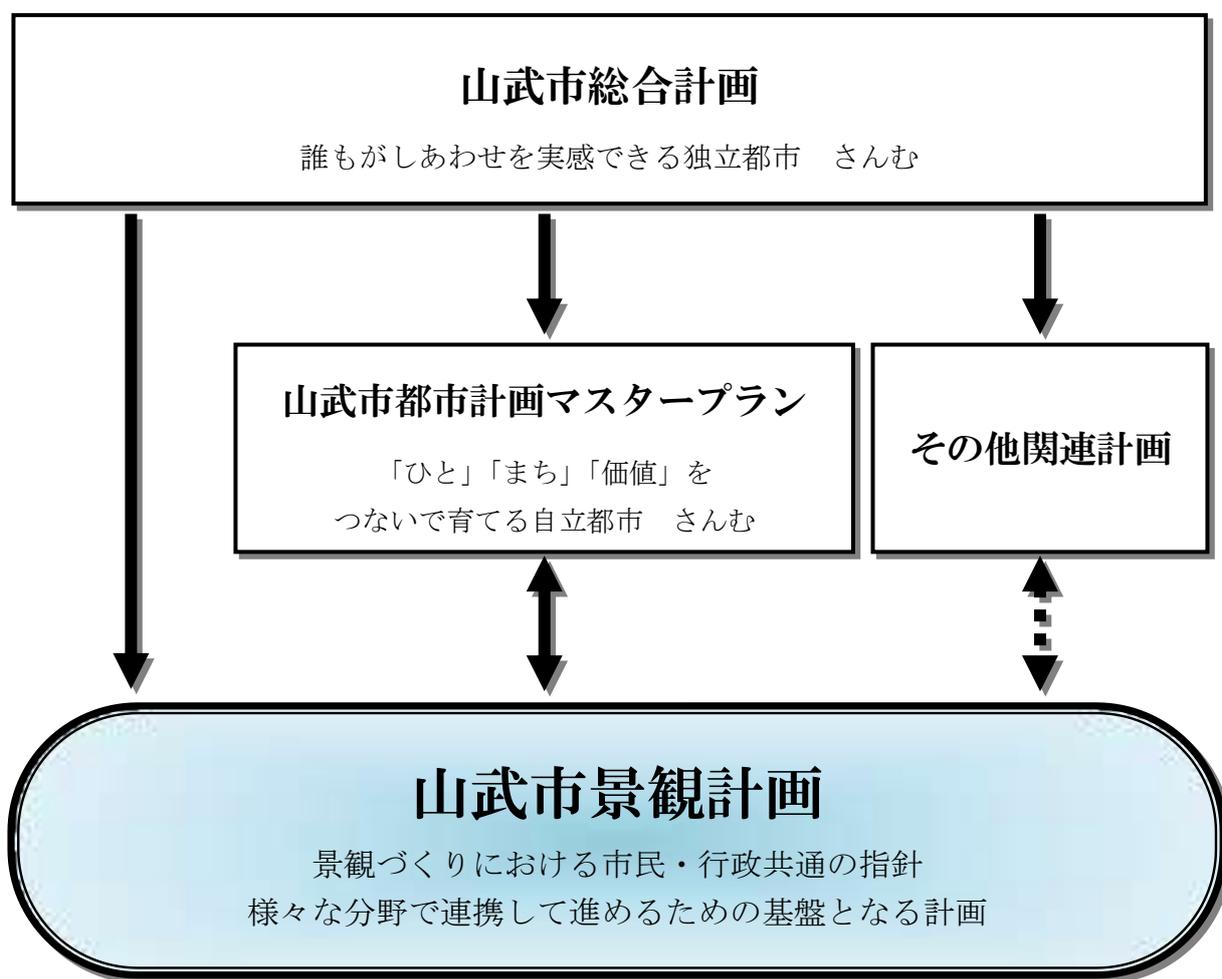
従って、山武地域において古くから育てられてきた挿し木スギを「サンプスギ」と表記し、その他のスギは“山武杉”や“さんぶ杉”と表記します。



1-3 山武市景観計画の位置づけ

山武市景観計画は、景観法に基づき景観行政団体である山武市が策定する、本市の良好な景観形成を推進するための計画です。

本計画は、“市民と行政が一緒になって山武市を創る協治のみちすじ”となる「山武市総合計画」を根幹として、環境保全や歴史・文化財の保全、観光や産業の振興、教育等、幅広い分野の取り組みを具体的実現させるため、景観形成に関する方針を示した「山武市都市計画マスタープラン」や関連計画との連携・調整を図り策定するものです。



【山武市景観計画の位置づけ】

第2章 山武市の景観について

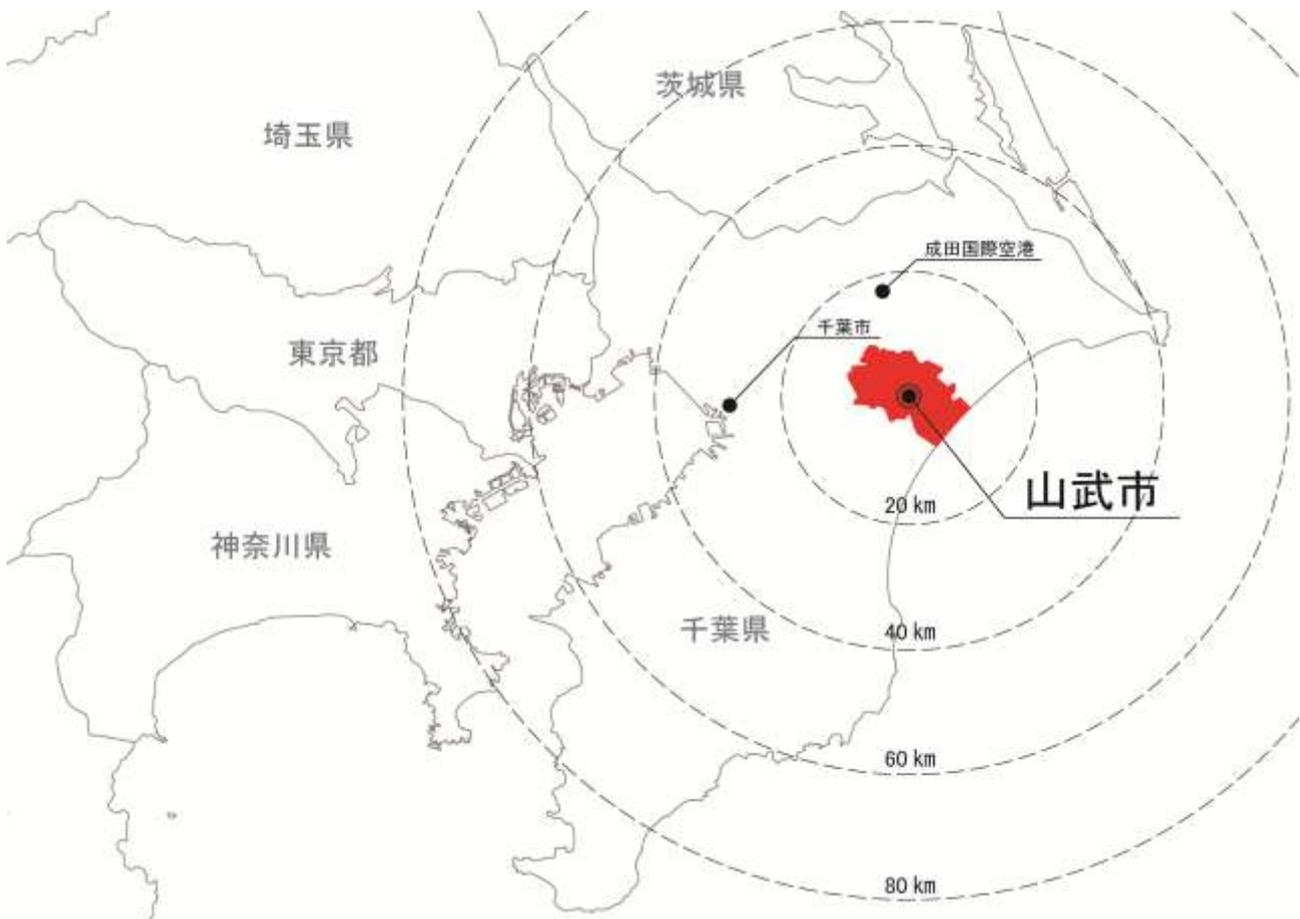
～山武市にはどのような景観があるのか？～

2-1 山武市の概要

(1) 位置・地勢

本市は千葉県の東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約10～30km、都心へも約60km圏内に位置しています。日本の白砂青松100選にも選定された九十九里海岸の中央部で約8kmにわたって太平洋に面し、総面積は146.38k㎡です。

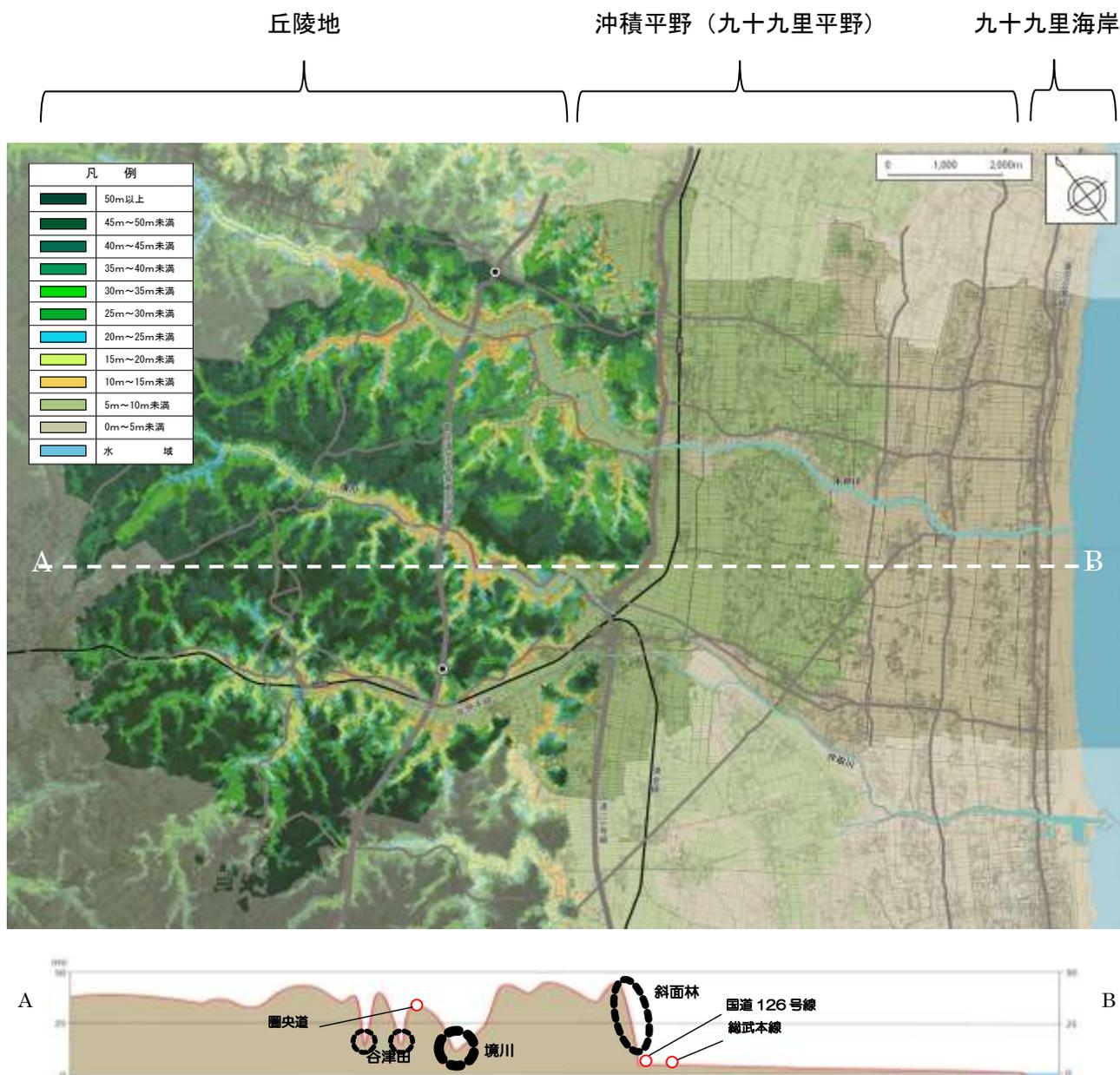
市内は、肥沃な土壌と温暖な気候を生かして、県内でも有数の農業生産額を誇り、稲作はもとより野菜や果実の生産も盛んで、サンプスギなどの林産物、九十九里浜の海の幸と、自然の恵み豊かな地域です。また、一年を通じて温暖な気候で、観光リゾート地として海水浴やサーフィン、テニスなどのスポーツも楽しめる多様な地域資源を有しています。



(2) 地形

本市は大別して、遠浅の海が広がる九十九里海岸と、九十九里平野と称する肥沃な土壌を持つ沖積平野、標高 40～50mの低位台地からなる丘陵地で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に、帯状に展開しています。

なお、丘陵地には、台地に入り込んだ小河川が造る樹枝状の細い谷の谷津があり、その多くは谷津田として利用されています。また、その谷津田を束ねるように、木戸川・作田川・境川等の河川が流れ、丘陵地から九十九里平野を経由して太平洋に流入しています。



(3) 歴史概要

【旧石器～古墳時代】



大堤権現塚古墳



不動塚古墳

◆山武市内に人類の足跡が見られるのは今から 20,000 年前の旧石器時代です。市内には旧石器・縄文・弥生・古墳時代の遺跡は、成東川・境川・木戸川によって開析された樹枝状台地上に分布が認められます。川崎・湯坂は縄文時代中・後期、板附・湯坂・早船は弥生時代後期の遺跡が確認されています。また、湯坂・板附・和田・市場・富田・真行寺・大堤等の古墳群は合わせて 100 基以上を数え、大古墳群を形成しています。特に 3 重周溝を有する大堤権現古墳・板附古墳群には西の台・不動塚（6 世紀後半）の前方後円墳、郡下最大の方墳駄ノ塚（7 世紀前半）があります。低地にも同様に縄文時代から古墳時代に至る遺跡が数多く確認されています。なお、九十九里平野の陸地化は今から 9,000 年前の縄文時代早期と考えられており、河川が運ぶ土砂によって陸地化したのではなく、海の後退により陸地化したと考えられています。

◆律令国家が成立すると、本市は山辺郡や武射郡に組み込まれ、奈良時代には、武射郡寺である真行寺廃寺が建立され、近接地の嶋戸東遺跡では武射郡衙跡が確認され、武射十一郷の中心であったことが確認されました。

【中世～江戸時代】



成東城跡公園



サンプスギ



「上総道学発祥の地」
記念碑

◆鎌倉時代には、上総国山辺庄成東郷と呼ばれ、千葉氏の支配下に属し、安貞元年（1227）に印東氏（南郷四郎師常）の領地になり、印東四郎入道によって成東城が築造されたと言われています。享禄三年（1530）、千葉介勝胤によって再興され、北条氏滅亡と共に陥落、家康関東入国後、成東城二万石は青山忠成などによって領有されましたが、元和六年（1620）青山氏が転封となり、成東城は廃城となりました。以後幕府領となり、元禄十三年（1700）には結城藩水野氏の藩領・幕府領・旗本知行地となり、その後明治維新を迎えることとなりました。現在でも成東城跡公園、また、そのほか津辺城・山室城にも土塁・空堀などの遺構を見ることができます。

◆江戸時代の人々の多くは農業に従事していましたが、17 世紀後半に九十九里浜で地引網漁の普及に伴い、鰯漁などが盛んになり、漁船に用いる材木として植林されたのがサンプスギの始まりと言われています。

◆江戸時代半ばの 1703 年には、地震による元禄大津波が九十九里浜一帯を襲い多くの犠牲者を出しました。現在も本須賀と松ヶ谷には当時の犠牲者を供養する百人塚、千人塚が残るほか、蓮花寺にも千人塚・八十八石仏が建立され、津波の記憶を今に伝えています。

◆江戸後期には、儒学者稲葉迂齋に師事した和田守道（儀丹）・鈴木庄内（養察）・迂齋の子黙齋らによって上総道学が農民の間にも普及しました。大橋の河川堤には「上総道学発祥の地」の記念碑が建立されている他、稲葉黙齋などの墓が残されています。

【明治期～現代】



旧松尾藩主居宅の長屋門



成東駅の魁
(さきがけ)の碑



落花生



保安林



両総用水第3揚水機場

◆1869年には掛川藩主太田資美が転封し、三稜郭の松尾城を築城しましたが、1871年の廃藩置県により廃城となりました。現在も松尾中学校の外周部には高台の地形を活かして周囲にめぐらした「胸壁」、松尾自動車教習所には知事邸跡が残るほか、松尾町大堤には旧松尾藩主居宅の長屋門が移築されており、その遺構を見ることが出来ます。

◆明治時代には安井理民らの尽力により総武鉄道が敷設され、1897年に成東駅が開業し、地域の発展に大きく寄与しました。また、この頃文学や短歌において活躍した伊藤左千夫の生家が殿台に残るほか、市内各所に歌碑が残されています。

◆千葉県は落花生の栽培が盛んなことで知られていますが、1876年に落花生の栽培をはじめ、県内に広めたのが草深出身の牧野萬右衛門であり、草深は落花生栽培発祥の地と呼ばれます。丘陵地域を中心に、市内にも多くの落花生畑があります。

◆九十九里海岸では、古くから飛砂や潮風を防止する保安林が造成され、幾度かの乱伐や荒廃を経て、戦後も再び人々の暮らしを守るために保安林の造成が始まり、「白砂青松」の原風景とうたわれるようになりました。昭和30年前後の昭和合併により、本地域は成東町・松尾町・山武町・蓮沼村の3町1村に編成されました。

◆その後、昭和40年に竣工した両総用水事業では利根川から水を引くことで、河川改修や新田開発の影響で問題となっていた九十九里平野の用水不足が解消され、この事業を経て、九十九里平野は県を代表する穀倉地帯へと大躍進し、現在の山武市の特徴とも言える田園景観が形成されました。

◆昭和53年の成田空港の開港を受け、昭和61年には主要地方道県道成田松尾線（芝山はにわ道・空港道路）が開通し、平成10年には千葉東金道路が延伸され、現在では、首都圏中央連絡自動車道として松尾横芝ICから木更津ICまでが開通し、首都圏各地との交通ネットワークが発達しました。

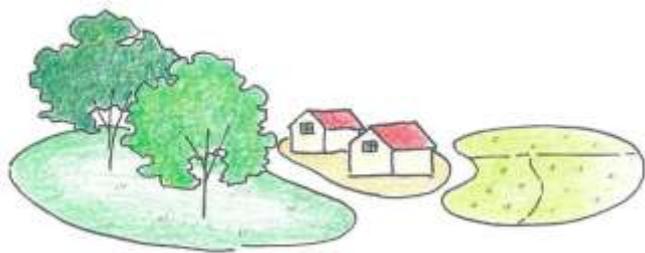
◆平成18年3月には蓮沼村・松尾町・山武町・成東町の4町村の合併が行われて山武市となり、現在に至ります。

2-2 山武市の景観資源

(1) 景観資源の分類

「景観」は、田園のような面的な“広がり”のある景観や河川のように“連続性”のある景観、文化財のように“地域のシンボル”となっている景観等、様々な要素から構成されています。

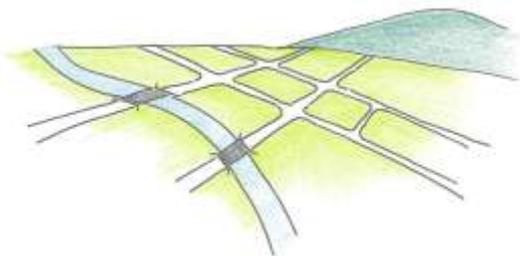
そこで、山武市の景観を把握するために、大きく5つの要素（面的要素、線的要素、点的要素、広域的要素、無形的要素）から景観資源を抽出します。



面的要素

個々の資源が複数集まり、一体的で広がりのある印象を持たせる資源を指します。

田園
谷津田
丘陵
斜面林
海岸
市街地



線的要素

道路や河川等の連続性を感じさせる資源を指します。

河川
道路・沿道



点的要素

地域のシンボルや目印となっている単体の資源を指します。

公園・拠点
文化財
古木・巨木
その他の自然
その他の史跡



広域的要素

点・線・面の要素が重層的に重なり合った大きな眺めを指します。

眺望



無形的要素

広く市内で行われている活動や地域の伝統行事、イベントなどの活動を指します。

まちづくり活動
祭り・伝統芸能
イベント

その上で、抽出した景観資源を、山武市の地形や歴史等の特徴に応じて、以下の5つの分類に整理しました。以降、この分類を基に、景観特性や方針等について整理します。



水・緑

景観の骨格を形づくる水と緑の自然環境

田園

谷津田

丘陵

斜面林

河川

海岸

その他の自然



暮らしの場・まちなみ

人々の生活を表す暮らしの場・まちなみ

市街地

道路・沿道

公園・拠点



歴史・文化

先人たちの足跡を示す歴史・文化

文化財

古木・巨木

その他の史跡



活動・人の営み

彩りや賑わいを与える人々の活動・人の営み

まちづくり活動

祭り・伝統芸能

イベント



眺望

広さを実感できる眺望

眺望

(2) 類型別の景観特性

①水・緑



九十九里平野に広がる田園



サンブスギ並木



サンブスギとの森と広がる丘陵地



市街地を流れる作田川



田園の合間を流れる木戸川



九十九里海岸（日本の渚百選）



保安林（津波被害前）



成東・東金食虫植物群落



ハマヒルガオの群生地

現況：景観の骨格を創るさんむの水と緑

丘陵地では、サンプスギの森と赤土の畑が調和した風景が広がり、谷津田では今では貴重となるホテルを見ることができます。

また、江戸時代に九十九里浜で鰯漁に使う木材の確保のために植林が始まったとされる“サンプスギ”は、丘陵地の多くを占め、木材は建築材料や高級建具として利用されています。

さらに、丘陵地から太平洋へ流れる作田川や境川、木戸川が創り出す水辺景観、下総台地と九十九里平野の境目の崖に連なる帯状の斜面林が見られます。

九十九里平野に広がる田園では、稲作期になると緑や黄金色の絨毯がどこまでも広がり、ハマヒルガオの群生や、アカウミガメの産卵地であるなど多様な動植物の生息地となっている海岸では、白い砂浜や緑の松林が見られます。

こうした地形が創り出す豊かな水と緑の自然環境は、山武市の原風景であり、景観の骨格となっています。

課題：深刻化しつつある水と緑の景観の喪失

維持管理の困難、収益性の減少、後継者不足等により、休耕田や耕作放棄地の増加、山林の荒廃が目立つようになっています。

また、圃場整備により、生産性の向上が図られた一方で、田んぼの生き物が減少しています。

さらに、道路や河川・水路等の日常生活の場や海岸でのゴミ捨てなども見られます。

その他、白砂青松とうたわれた九十九里浜の保安林では、従来からの松くい虫の被害と2011年3月に発生した東日本大震災の津波の影響により、広範囲にわたる枯死が見られます。

②暮らしの場・まちなみ



屋敷林等がある田園地帯の集落



植草地区



森地区



蓮沼海浜公園



成東城跡公園



さんぶの森公園



成東工業団地



なるとうこども園



道の駅オライはすぬま

現況：自然と調和した、賑わいのあるまちなみ

丘陵地の長屋門や生け垣などに囲まれ周りの山林と一体となった集落、市街地の歴史を感じさせる住宅地、田園地域の屋敷林に囲まれた家々の集落をはじめ、本市の自然環境と調和したまちなみが市内各地で見られます。こうしたまちなみが連続することにより、緑や活気にあふれた沿道景観の創出に貢献しています。

また、さんぶの森公園や成東城跡公園等をはじめ、周囲の自然に溶け込んだ市内各地の公園は、地域に暮らす人々の憩いの空間となっています。

さらに、地域の魅力を発信する拠点である道の駅オライはすぬまや国道126号沿道に広がるストロベリーロードは、地域を特徴づける拠点として、人々に親しまれています。

その他、公共施設をはじめ、計画的に景観に配慮した新しい住宅地や、緑化協定により緑化が図られている工業団地等、近年の建物においても、自然との調和への配慮が伺えます。

課題：周辺環境との調和の喪失

周辺の雰囲気と調和しない住宅への建替えや、それに伴う生け垣の喪失、派手な色彩の屋外広告物が多く見られるようになっていきます。

また、空き家や空き店舗、空き地の存在は、駅周辺や住宅地において、まちなみの連続性や賑わいの喪失につながっています。

その他、雑草の生い茂った歩道、手入れが不足した沿道の木々などが見られます。

③歴史・文化



浪切不動院



伊藤左千夫の生家



大堤権現塚古墳



長光寺のしだれ桜



成東高校の桜の木



伊藤左千夫の歌碑



九十九里教会



賀茂神社の大杉



駒形神社の椎の木

現況：地域に根差した多様な歴史・文化

大堤権現塚古墳や山室姫塚古墳をはじめ、丘陵地に多く点在する古墳は、古来より人々がこの地域で生活を営んできたことを表しており、市内で見られるため池からは、古代の海面後退の名残が伺えます。

市内各地に建てられた社寺は、地域の生活文化と密接に関わる存在として、現在も人々に広く親しまれています。中でも、標高30mの石塚山（石塚の森）の中腹に建つ浪切不動院は、その朱塗りの本堂から、本市のランドマークのひとつとなっています。

また、上総道学の普及に尽力した稲葉黙齋や鈴木荘内、福祉事業に尽力した大高善兵衛、総武本線開通に尽力した安井理民などの地域の発展に貢献した郷土の偉人に関する史跡が市内各地で見られ、明治から大正にかけて文学や短歌において活躍した伊藤左千夫においては、生家や歌碑等の様々な史跡の他、生涯と作品、遺品、同人たちとの関わりを示す資料等を展示する歴史民俗資料館があります。

さらに、賀茂神社や駒形神社等の各所で見られる古木・巨木からは、広く市内で自然と共生してきた歴史・文化が伺えます。

なかでも、樹齢300年の長光寺のしだれ桜や妙宣寺のしだれ桜は、市を代表する桜の名所となっています。

課題：歴史・文化に対する関心の希薄化

地域の歴史・文化に対する人々の関心が低下しつつある中、史跡や社寺等が有する、自然との共生の歴史や生活文化の記憶が薄れ始めています。

これにより、地域の自然や歴史・文化と調和したまちなみの喪失につながる懸念されます。

④活動・人の営み



地引網体験交流事業



おだかけ



花植え活動



金刀比羅神社の巫女の舞



稲荷神社の里神楽



本須賀八坂神社例大祭



観察会（成東・東金食虫植物群落）



ぐるっと山武 50 kmウォーク



ロードレース大会

現況：特色豊かな行事やイベント、市民活動

里神楽や獅子舞等の伝統行事、田んぼで稲の束を掛け天日乾燥するおだかけや収穫した落花生を畑に野積みにして天日にさらして乾燥させる落花生ボッチなどは、地域の四季を彩る景観として、人々に親しまれています。

また、地域の活性化や自然保護等の観点から、里山・谷津田の保全・再生活動、山林の伐採活用、保安林再生に向けた植樹活動、まちの緑化・美化活動等の他、駅前の賑わい創出に向けた活動、九十九里浜で盛んに行なわれていた地引網の体験活動等、市内各地で様々な活動が行われております。

さらに、桜めぐりハイキングやサマーカーニバルなどのイベントは、市内外を含め、多くの人が訪れることで、賑わいのある景観の創出につながっています。

課題：担い手不足・交流不足・生業と景観

祭礼への参加意識の低下や後継者不足等により伝統行事の伝承が困難になりつつあります。

また、まちづくり活動においては、参加者の固定化が進む中で、活動規模の低下が懸念されていることに加え、活動に関する工夫や課題解決策を共有できるような、活動団体間の横のつながりが見られない状況にあります。

さらに、これらの行事や活動、イベントは、市内外へのPRとなる一方で、ゴミ捨てなどに見られる人々のモラルの低下が、良好な景観の喪失につながっています。

その他、サンプスギの見られる丘陵地や、広大な田園の景観は、林業や農業という“生業（生活を営むための仕事）”に基づくものですが、時代の流れの中で、生活様式や生産技術等が変化することにより、生業と共に受け継がれてきた景観の喪失が懸念されます。

⑤眺望



さんぶの森公園グリーンタワーからの眺望



富田みどり里山公園からの眺望



駒形神社からの眺望



成東城跡公園からの眺望



平野部から見る斜面林



蓮沼海浜公園の展望塔からの眺望



九十九里海岸の砂浜からの太平洋の眺め



九十九里海岸の初日の出



平野部から見える富士山

現況：広大な空と山林・田園・海岸との調和

山林が広がる標高 40～50m の丘陵地、田園や海岸が広がる平野部という特徴ある地形を有する本市では、各地で眺望を楽しむことができます。

ちば眺望 100 景に選定されている、さんぶの森公園グリーントワーからは、サンプスギの森やニンジン畑を代表とする畑を、蓮沼海浜公園展望台からは保安林と海を、成東城跡公園からは、田んぼ・木々の緑を基調とした、遠くに広がる海までを眺めることができます。

また、平野部においては、広大な空を感じながら、連続する斜面林や田園の広がりを楽しめることができます。

さらに、九十九里海岸からは太平洋の水平線や、広大な空の下でどこまでも続く砂浜を眺めることができます。

その他、河川の堤防や橋からは、背景の山並みや周辺の樹木等と調和したまちなみの広がりを感じることができます。

課題：派手な色彩や高さのある建物や工作物

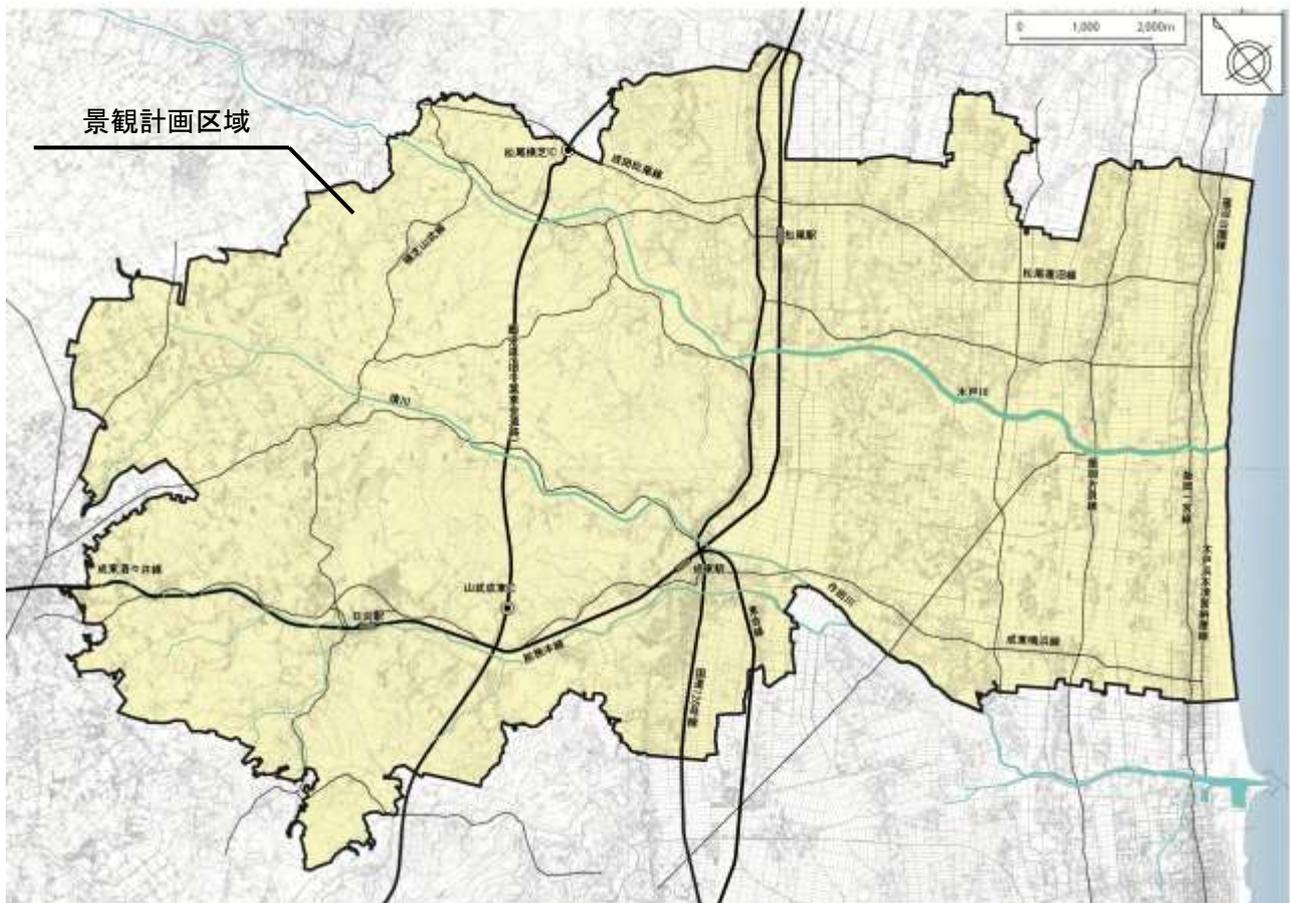
田んぼや木々の緑を基調とした広がりには違和感を与えるような高さ、意匠・形態、色彩の強い建築物や工作物が一部で見られることにより、良好な眺望が阻害されています。

また、今後そうした建物や工作物が増えることにより、眺望景観の喪失が懸念されます。

第3章 山武市が目指す景観づくり ～山武市の景観づくりで大切にすることは？～

3-1 景観づくりを進める範囲

山武市において景観づくりを進めていく上では、サンブスギに代表される丘陵地から日本の渚百選に選定された九十九里海岸に至るまでの地形特性や自然特性、歴史・文化をはじめ、市域全域を考慮する必要があります。そのため、景観計画に基づき取り組みを進めていく範囲を山武市全域とします。



3-2 市全域の景観づくり

(1) 理念

久々に 家帰り見て 故さとの 今見る目には 岡も河もよし

この歌は、山武市を代表する歌人の伊藤左千夫が、久々に故郷山武を訪れた際に改めて山武の景観の良さを詠ったものです。

「岡も河もよし」とあるように、山武市には、鰯漁に使う材木を確保するために江戸時代に植林が始まったとされるサンプスギの美しい丘陵地や、市内を流れる河川、日本の白砂青松100選にも選定されている九十九里浜をはじめ、これまであたり前のように守られてきた景観があります。

一方、こうした自然と共生する景観を築いてきた林業や農業等が厳しくなる中で手入れが行き届かない山林や農地が増えると共に、海岸・河川等では、保安林の枯死やゴミが見られ、さらに、歴史・文化に基づき調和を保っていたまちなみの調和が失われつつあるなど、守ることが困難となった景観があります。

これらの景観は、自然の中や歴史・文化の中で人々が生業と共に築き上げてきたものであり、守り続けるにしても、新たに創造していくにしても人々が関わり続けることが重要となります。

また、景観法においても、誰もが景観まちづくりに積極的に関わる責務があると定められています。

そこで、山武市景観計画では、人々が共に手を携えて、誇れる景観を守り、新たな景観を創り、未来へ紡いでいくことを理念に掲げ、景観づくりに取り組むこととします。

過去から^{いま}現在、未来へとつなぐ さんむの景観
～手を携えて守り、創り、紡ぐ～

(2) 目標

景観づくりの理念を踏まえ、目指す目標として、以下の3つを掲げます。

目標1 想いをつなぐ

景観づくりは、山武市に暮らす私たちが、普段の見慣れた風景を“良い景観”として認識することから始まります。丘陵や田畑や海などの自然に囲まれて生活している環境や空気の美味しさなどは、都心では感じることはできない大きな魅力です。また、こうした景観がどのような歴史や文化の中で形づくられたかを知ることで、更なる魅力を発見することができます。

そこで、山武市に暮らす誰もが、景観を身近に感じ、景観を取り巻く状況を知りながら、次の世代へさんむの景観をつないでいけるよう、“想いをつなぐ”を目標に掲げます。

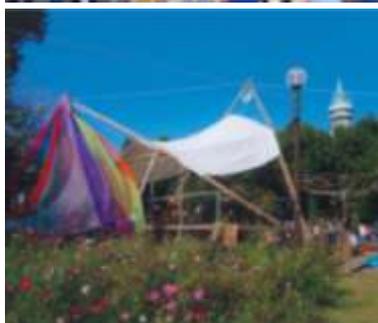


目標2 人と人をつなぐ

山武市の景観づくりには、榎の生け垣や庭先の草花の手入れなど日々の生活の中で行っていることや、サンプスギの森の再生や河川沿いの花植え、九十九里海岸の保安林の植樹等の熱心な活動が含まれます。

また、個々の取り組みに加え、地域の外から来る人（風の人）と地域に暮らす人（土の人）とが交流する中で、『風土』として、より良い景観を創出していくことも大切になります。

そこで、山武市の景観づくりに関わる人々をつなぎながら、より大きな景観づくりの流れを創り出していけるよう、“人と人をつなぐ”を目標に掲げます。



目標3

なりわい 生業をつなぐ

かつて、九十九里浜で鰯漁に使う材木確保のために丘陵地でサンプスギの植林が行われ、平野部で農業を営むための防風対策として家々の周囲を屋敷林で囲うとともに海岸沿いに保安林の植樹が行われるなど、人の手が加わりながら自然と共生した生活が営まれてきました。

そして、今日に至るまで、林業や農業を通じて丘陵地のサンプスギの森や平野部の田園風景が保たれてきました。

このように、山武市の景観づくりは、これらの生業が大きく関わっていることを認識した上で、進めていくことが大切になります。

そこで、想いをつなぎ、人と人をつなぎながら、生業に基づく自然や生活の景観を次の世代につないでいけるよう、“生業をつなぐ”を目標に掲げます。



(3) 基本方針

山武市景観計画に掲げる理念・目標の実現に向けて取り組む“基本方針”を以下の通り整理します。

①類型別の基本方針



丘陵地から海岸部に至るまで、大きく遮るものがなく、視界いっぱいに広がる空と山、田園、海をはじめとした「水と緑」が織りなす景観は、郷土の歌人伊藤左千夫の歌に詠まれる程、地域に暮らす人に安心感をもたらすとともに、訪れる人の心も魅了します。

しかし、これらの景観が豊かな地形や自然環境に人の手が加わることで形づくられてきた一方で、近年は社会や人々の意識の変化により、その景観が失われつつあります。

従って、今後は、景観の骨格となる自然環境を保全し、新たな魅力創出に向けた素地をつくります。

【未来へつなぐ景観】

- ・遠くまで広がる九十九里平野の田園
- ・豊かな自然環境と生態系に恵まれた谷津田
- ・サンプスギの美林が広がる丘陵地
- ・下総台地と九十九里平野との境目に広がる連続した斜面林
- ・白砂青松の九十九里浜
- ・ハマヒルガオや、食虫植物群落等の、生態系の豊かさを物語る地域固有の動植物



丘陵地の長屋門や槇の生け垣は、その土地の歴史や自然環境に上手く適応しながら、今日まで受け継がれてきた景観です。また、展望塔や公園、駅をはじめとした拠点や道路は、私たちの暮らしを豊かにするとともに、周辺環境と調和するように創られてきた景観です。

しかし、地域の環境に寄り添うように形づくられてきた景観が見られる一方で、個々人の生活に重きを置いた建築物や屋外広告物等が見られるようになっています。

従って、今後は、自然と調和した暮らしの場を守るとともに、特色あるまちなみの作法をつくりま

【未来へつなぐ景観】

- ・屋敷林や槇の生け垣、自宅内等の暮らしの緑
- ・丘陵や市街地、田園風景等、それぞれの地域が持つ魅力や、一体感を感じることのできる沿道
- ・自然環境と調和し、人々の憩いの場となる公園や緑地
- ・周辺環境と調和の取れた、公共施設をはじめとした地域の顔となる拠点
- ・人が集い、交流や賑わいを感じることのできる、道の駅や駅前広場等の拠点



歴史・文化

地域に根差した歴史・文化を守り、
後世へとつなぐ

地域の成り立ちを示す文化財等の歴史資源は、地域を特徴づけるランドマークや日頃の生活に密接に関わる存在として、今も人々に親しまれています。

しかし、こうした歴史資源が身近な生活に溶け込んでいるが故に、その価値に気づかないまま、忘れ去られることが懸念されます。

従って、今後は、歴史資源の保存だけではなく、周辺環境や人づくりなどを通じて、地域に根差した歴史・文化を守り、後世へとつないでいきます。

【未来へとつなぐ景観】

- ・文化財、古木・巨木、その他の歴史資源
- ・歴史的資源を後世へ継承していくための人材や記録
- ・歴史的資源に配慮したまちなみ

活動・
人の営み

なりわい
生業の景観や人々の活動の輪を広げ、つなぐ



景観づくりに関わる住民活動や脈々と受け継がれてきた伝統行事、地域の魅力を体感することのできるイベント、農林水産業に見る生業の景観は、地域に対する私たちの愛着を高めるだけでなく、訪れる人へのPRにも大きく貢献します。

しかし、様々な活動が始められる一方で、個々の活動や伝統行事等を継続することが課題となっています。

従って、今後は、活動や人の営みの交流・連携に取り組むことを通じて、生業の景観や人々の活動の輪を広げ、つないでいきます。

【未来へとつなぐ景観】

- ・市内各地で積極的に行われる自然環境保全やまちづくり活動の市民活動
- ・地域の特徴であり、人々の愛着を醸成する祭りや伝統芸能
- ・市内各地で開かれている、四季折々の移ろいを楽しむことができるイベントなど
- ・農林水産業に見られる“人々の暮らし・営み”



眺望

山武の魅力を感じることができる眺望を守る

高台からの眺めや平野部からの眺め、海岸部からの太平洋の眺めをはじめ、山武市における“眺望”の景観は、豊かな自然環境を背景に今日まで営まれてきた生活や歴史・文化の雰囲気を感じ取ることができる魅力を持っています。

しかし、近年、それらの眺望を遮るような高さ・色彩の建築物等が見られるようになり、人々の意識・心掛けだけでは、現在の良好な眺望を守り続けることが困難になっています。

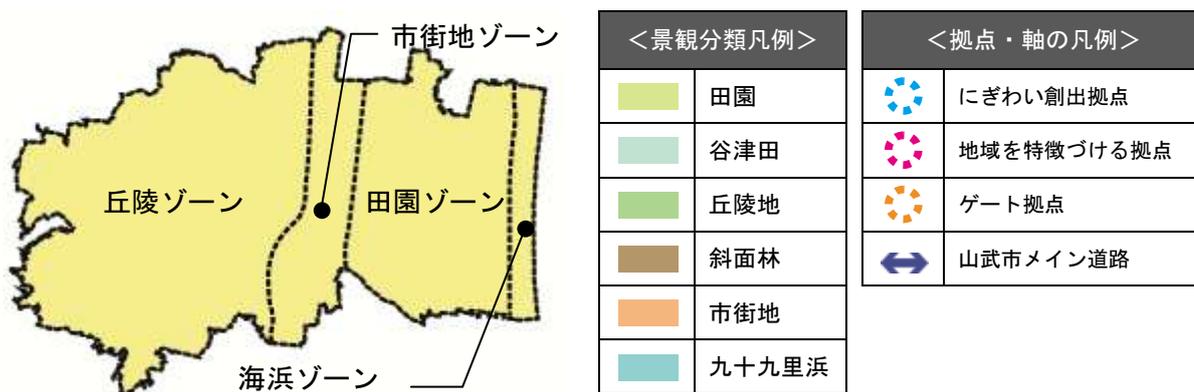
従って、今後は、山武市の良好な眺望に関する周知やルールづくりなどを通じて、山武の魅力を感じることができる眺望を守ります。

【未来へつなぐ景観】

- ・高台や高い建物からの遠方の田園の眺めなど、広さを実感できる眺望
- ・眺望を阻害することのない建築物・まちなみ
- ・良好な眺望地点

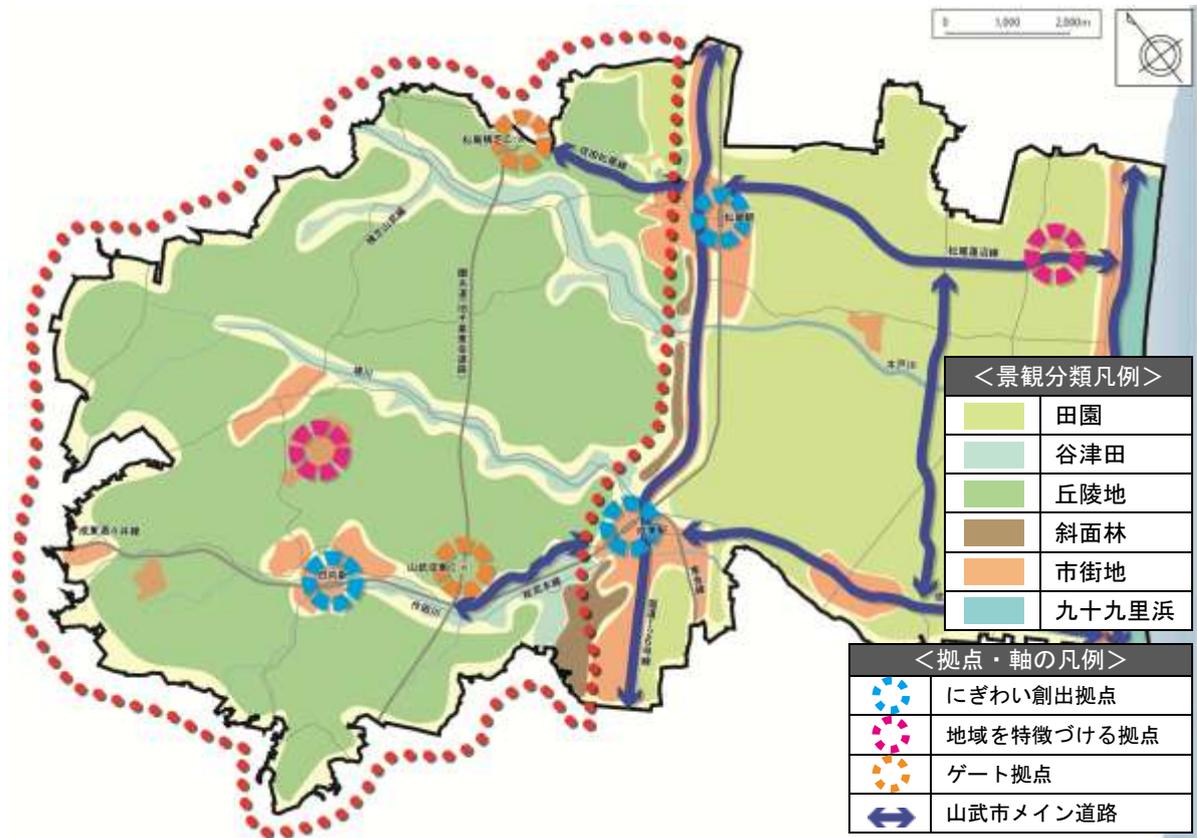
②ゾーン別の基本方針

山武市総合計画及び山武市都市計画マスタープランとの整合を図りながら、景観計画区域（市全域）を4つのゾーン（丘陵ゾーン、市街地ゾーン、田園ゾーン、海浜ゾーン）に分けるとともに、景観づくりに関する拠点や軸（沿道）を整理した上で、ゾーン別の基本方針を掲げます。



山武市ゾーン区分・景観分類図

【丘陵ゾーン】



サンプスギ並木



谷津田



日向の森



植草地区



森地区



美杉野地区



日向駅



さんぶの森公園



圏央道



長光寺



六所神社本殿



山室姫塚古墳



妙宣寺のしだれ桜



賀茂神社の大杉



埴谷日吉神社の祭礼

【丘陵ゾーンの基本方針】

山と共に成り立ってきた自然と共生した丘陵の景観をつくる

市域の北部に位置する丘陵ゾーンには、サンプスギの森や谷津田、緑に囲まれた集落・住宅地をはじめ、自然と共生して営まれてきた里山の景観が見られます。そこで、良好な景観の保全や魅力の創出に向けて、山と共に成り立ってきた自然を守り、人々の生活と共生できる景観をつくります。

●水・緑

- ・サンプスギの森や谷津田等、人の手が加わる中で保たれてきた里山について、木材資源の活用やグリーンツーリズム、市民との協働等による保全・活用に取り組みます。

●暮らしの場・まちなみ

- ・森地区のような緑に囲まれた風情ある集落の景観を、市民等との協働により保全に取り組みます。また、その他の住宅地について、景観に関する周知・啓発を通じて、周辺や背景の緑に馴染むような景観の形成に取り組みます。
- ・山武成東 I C や松尾横芝 I C については、山武市への玄関口として、周辺環境に配慮した整備を通じて、魅力ある沿道景観の創出に取り組みます。

●歴史・文化

- ・山室姫塚古墳や不動塚古墳等の古墳をはじめ、六所神社本殿や御嶽神社等の社寺、松尾城跡などの史跡、長光寺のしだれ桜などの古木・巨木について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。

●活動・人の営み

- ・市民等による里山保全やサンプスギの活用等の活動について、その維持・推進に向けた支援や各団体との交流連携機会の創出を通じて、協働によるまちづくりの素地を創ります。
- ・埴谷日吉神社の祭礼や椎崎八幡神社の祭礼等の伝統行事について、保存・活用に取り組むことを通じて、地域を特徴づける生活文化として、次世代に受け継ぎます。
- ・緑の豊かさや空気の美味しさを感じることができるイベントの継続を通じて、丘陵ゾーンの景観に関する情報発信や観光振興に取り組みます。

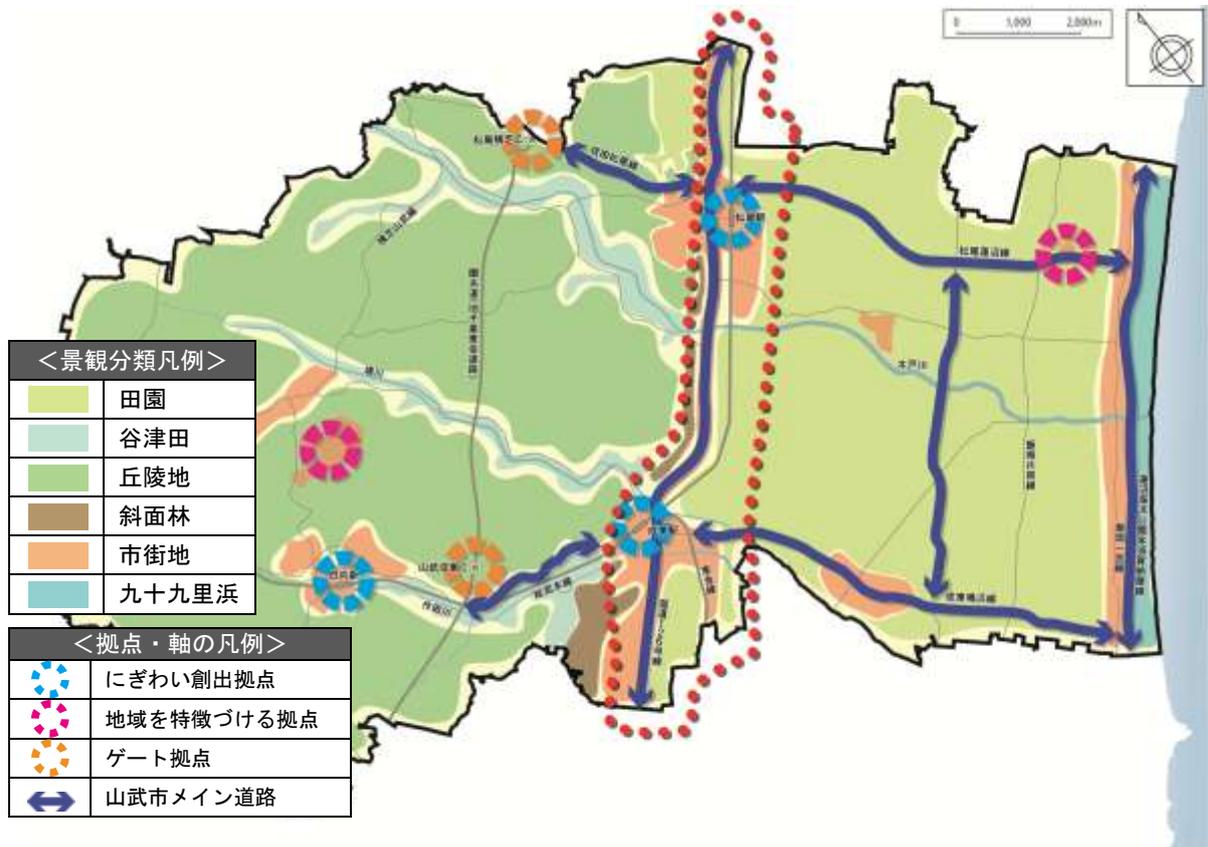
●眺望

- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、さんぶの森公園グリーンタワーをはじめ、周囲の自然や遠くの景色を楽しむことができる視点場からの眺望の保全に取り組みます。

【丘陵ゾーンの景観形成イメージ】



【市街地ゾーン】



谷津田



斜面林



石塚の森



成東駅



松尾駅



成東城跡公園



伊藤左千夫記念公園



伊藤左千夫の生家



浪切不動院



大堤権現塚古墳



大高善兵衛の墓



駒形神社の椎の木



成東高校の桜



金刀比羅神社巫女の舞



花の植栽活動

【市街地ゾーンの基本方針】

歴史とまちなみとが調和した賑わいの市街地の景観をつくる

市域のほぼ中央、台地と平野部の境に位置する市街地ゾーンは、連続する斜面林の緑を背景に、総武本線及び国道 126 号沿道に市街地が広がっています。そこで、山武市の顔として魅力ある景観の創出に向けて、歴史とまちなみが調和した賑わいのある景観をつくります。

●水・緑

- ・平野部からのランドマークとなる斜面林について、周辺環境に配慮した整備に取り組むとともに、建物等の高さの規制・誘導を通じて、緑の連続性の確保に取り組みます。
- ・石塚の森のような歴史や風土と調和した緑について、地域の景観を特徴づける要素として保全に取り組みます。
- ・作田川をはじめ、まちなかを流れる河川や水路について、市民等による美化活動への支援や周辺環境に配慮した整備等を通じて、親しみのある空間の創出に取り組みます。

●暮らしの場・まちなみ

- ・成東駅周辺について、統一感のあるまちなみへの規制・誘導を通じて、地域の顔として、新たな賑わいの創出に取り組みます。
- ・榎の生け垣が連続する住宅地について、住民との協働等により保全するとともに、景観に対する周知・啓発を通じて、周辺や背景の緑に馴染むような景観の形成を図ります。
- ・国道 126 号沿道について、屋外広告物の規制・誘導を通じて、賑わいの中にも統一感を感じる景観の創出に取り組みます。

●歴史・文化

- ・浪切不動院等の社寺や伊藤左千夫生家等の史跡について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。

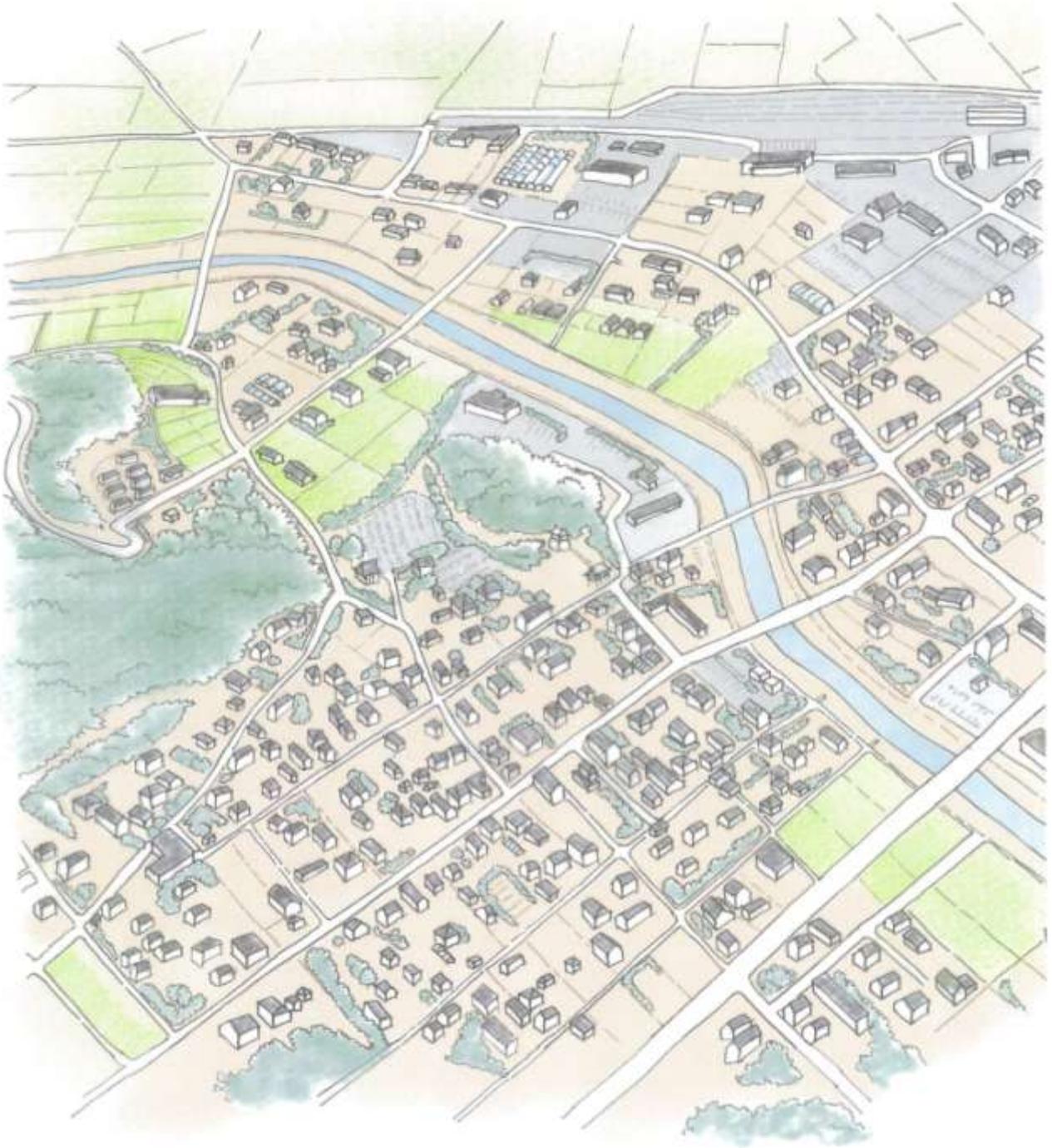
●活動・人の営み

- ・市民等による河川や駅前での花の植栽等の活動について、その維持・推進に向けた支援や各団体との交流連携機会の創出を通じて、協働によるまちづくりの素地を創ります。
- ・金刀比羅神社の神楽や駒形神社の例祭等の伝統行事について、保存・活用に取り組むことを通じて、地域を特徴づける生活文化として、次世代に受け継ぎます。
- ・地域の特産品に関するイベントの継続を通じて、市街地ゾーンの景観に関する情報発信や観光振興に取り組みます。

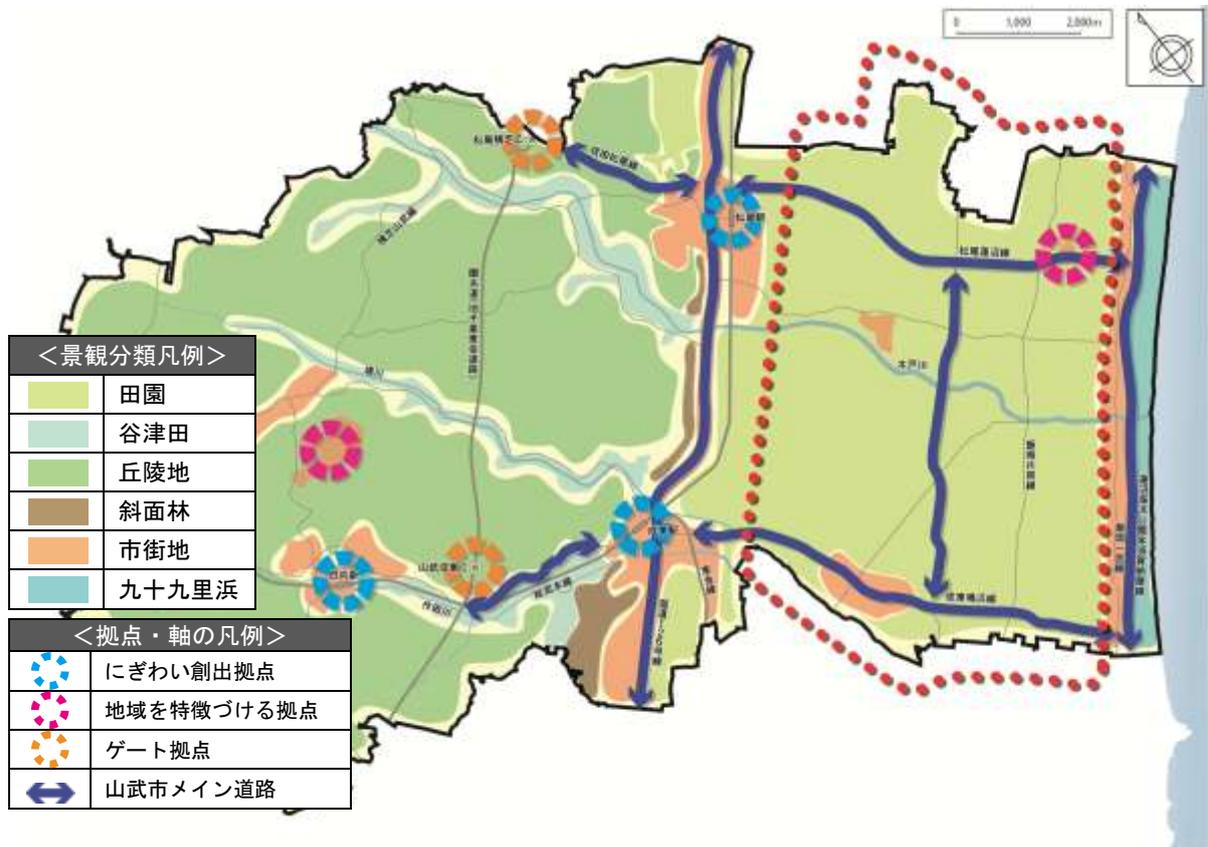
●眺望

- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、浪切不動院や成東城跡公園をはじめ、平野部を広く見渡すことのできる視点場からの眺望の保全に取り組みます。

【市街地ゾーンの景観形成イメージ】



【田園ゾーン】



田園



屋敷林の農村集落



桜並木



槇の生け垣



道の駅オライはすぬま



松尾工業団地



成東工業団地



飯岡片貝線



箭插神社



小柳八坂神社



勝覚寺



慈広寺（恵比寿）



真光寺の六観音と六地藏



五所神社十二面神楽



本須賀八坂神社例大祭

【田園ゾーンの基本方針】

原風景としての九十九里平野の田園の景観をつくる

市域の南側に位置する田園ゾーンには、九十九里平野に広がる田畑の中に、生け垣や屋敷林の緑に囲まれた農村集落が溶け込む景観が見られます。そこで、大きく変わることなく保たれてきた原風景として、田園の景観をつくります。

●水・緑

- ・九十九里平野の田園について、建物等の規制・誘導を通じて、広大な空と田園とが一体となった景観の保全に取り組みます。
- ・農地を流れる用水路や木戸川沿いのあじさいなどについて、市民等による美化活動への支援や周辺環境に配慮した整備等を通じて、田園に彩を添える水辺空間の創出に取り組みます。

●暮らしの場・まちなみ

- ・生け垣と屋敷林に囲まれた農村集落について、市民との協働等により保全するとともに、景観に対する周知・啓発を通じて、周辺の田園と一体となった景観の形成に取り組みます。
- ・松尾工業団地や成東工業団地について、緑化の促進を通じて、周辺環境と調和した景観の創出に取り組みます。
- ・九十九里平野の田園に見られる屋外広告物について、その規制・誘導を通じて、周辺環境と調和した景観の創出に取り組みます。

●歴史・文化

- ・五所神社本殿や稲荷神社大鳥居等の文化財や真光寺や箭插神社等の社寺について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。

●活動・人の営み

- ・稲荷神社の神楽や本須賀北京塚の獅子舞等の伝統行事について、保存・活用に取り組むことを通じて、地域を特徴づける生活文化として、次世代に受け継ぎます。

●眺望

- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、遠くに広がる斜面林の眺めや田園に沈む夕日の眺めをはじめ、平野部から広く見渡すことのできる眺望の保全に取り組みます。

【田園ゾーンの景観形成イメージ】



【海浜ゾーン】



本須賀海水浴場



白幡・井之内海水浴場



ヤシの木



保安林



初日の出



槇の生け垣



河津桜並木



ハマヒルガオの群生



蓮沼海浜公園



伊藤左千夫歌碑



保安林の植樹活動



海岸清掃



地引網体験交流事業



ロードレース大会



サマーカーニバル

【海浜ゾーンの基本方針】

過去の記憶を今に伝える白砂青松の海浜の景観をつくる

市域の南部に位置する海浜ゾーンには、ハマヒルガオが彩を添える九十九里海岸や槇の生け垣のある住宅地、開放感のある沿道が見られます。そこで、白砂青松とうたわれた九十九里海岸の魅力創出に向けた景観をつくります。

●水・緑

- ・九十九里海岸について、市民等による植樹活動・美化活動への支援や周辺環境に配慮した整備、地域を彩る植栽のあり方の検討を通じて、白砂青松とうたわれた、緑豊かな保安林ときれいな砂浜の広がる景観の再生を目指します。

●暮らしの場・まちなみ

- ・蓮沼海浜公園本須賀納屋線について、建物等の高さの規制・誘導や周辺環境に配慮した整備を通じて、開放感のある沿道景観の保全に取り組みます。

●歴史・文化

- ・伊藤左千夫歌碑や千人塚等の史跡について、その保存・活用に加え、景観に関する周知・啓発や周辺環境に配慮した整備等を通じて、一体的な保全に取り組みます。

●活動・人の営み

- ・市民等による保安林の再生や九十九里浜の魅力体験等の活動について、その維持・推進に向けた支援や各団体との交流連携機会の創出を通じて、協働によるまちづくりの素地を創ります。
- ・季節感や開放感を感じることのできるイベントの継続を通じて、海浜ゾーンの景観に関する情報発信や観光振興に取り組みます。

●眺望

- ・長期的な観点から、良好な景観への誘導を通じて、蓮沼海浜公園展望台をはじめ、周囲の自然や遠くの景色を楽しむことができる視点場や、雄大な太平洋を見渡すことができる眺望の保全に取り組みます。

【海浜ゾーンの景観形成イメージ】



3-3 重点地区の景観づくり

(1) 重点地区の指定

山武市の顔・シンボルとなる地区、特色ある自然や歴史文化の維持・育成を図る必要がある地区、大規模な土地利用転換等によりその姿が大きく変わる地区などでは、それぞれの地域特性を活かした景観づくりを進めていく必要があります。

そこで、「3-2 市全域の景観づくり」を踏まえつつ、よりきめ細かな景観形成に取り組むため、景観形成・保全に重点的に取り組む地区を重点地区として指定します。

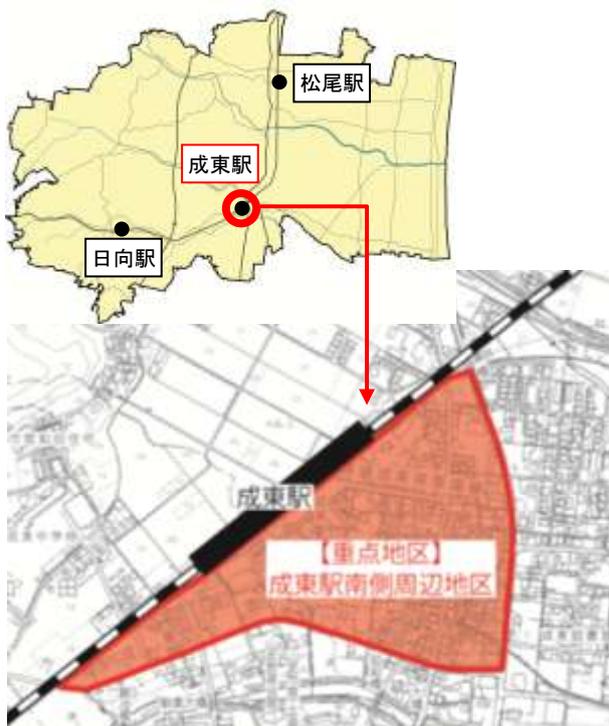
その上で、駅前広場や駅南口線の整備をはじめ、建替えなどによる新たなまちなみ景観の形成が期待される「成東駅南側周辺地区」を、本計画に基づく重点地区に指定します。

(2) 成東駅南側周辺地区の現状・課題

成東駅の周辺では、近年、駅乗降者数の減少傾向やバスなどの公共交通の乗り換えの不便さによる交通結節点としての機能の低下が課題となっています。

また、駅前商店街ではシャッターで閉ざす店舗が見られるなど、駅前における賑わいも失われつつあり、市の玄関口としての機能も低下しつつあります。

こうした中、魅力と賑わいにあふれ、快適と感じられる駅周辺の街並みの創出を目的に、平成24年に「成東駅南側周辺まちづくり協議会」が創設され、以降、まちあるきの開催等を通じて、山武市の玄関口にふさわしい駅前地区のまちなみ景観を創出するためのルールの検討が進められています。



(3) 重点地区の基本方針

「成東駅南側周辺まちづくり協議会」では、成東の郷愁を感じられる空間を創造したいという思いを込め、「ホッと さんむ ふるさと九十九里の玄関」をテーマに、3つの景観形成の目標を掲げています。

山武市景観計画では、これらのテーマ・目標を踏まえ、重点地区における景観形成の基本方針を以下の通りとします。

～ 成東駅南側周辺まちづくり協議会のテーマ・目標 ～

ホッと  **さんむ**
ふるさと九十九里の玄関

【目標1】

歴史・文化資源を
活かした景観づくり

【目標2】

広がる自然と
共存できる景観づくり

【目標3】

人と人との交流が
生まれる景観づくり



～ 重点地区における景観形成の基本方針 ～

【基本方針1】

落ち着いた雰囲気とゆとりあるまちなみの良さを継承する

【基本方針2】

まちなみの背景に広がる丘陵地と空が感じられる風景を継承する

【基本方針3】

緑が多く潤いを感じる景観づくりを推進する

【基本方針4】

歩いて楽しめる回遊性を創出し、にぎわいの雰囲気を演出する景観づくりを推進する

第4章 景観づくりの進め方

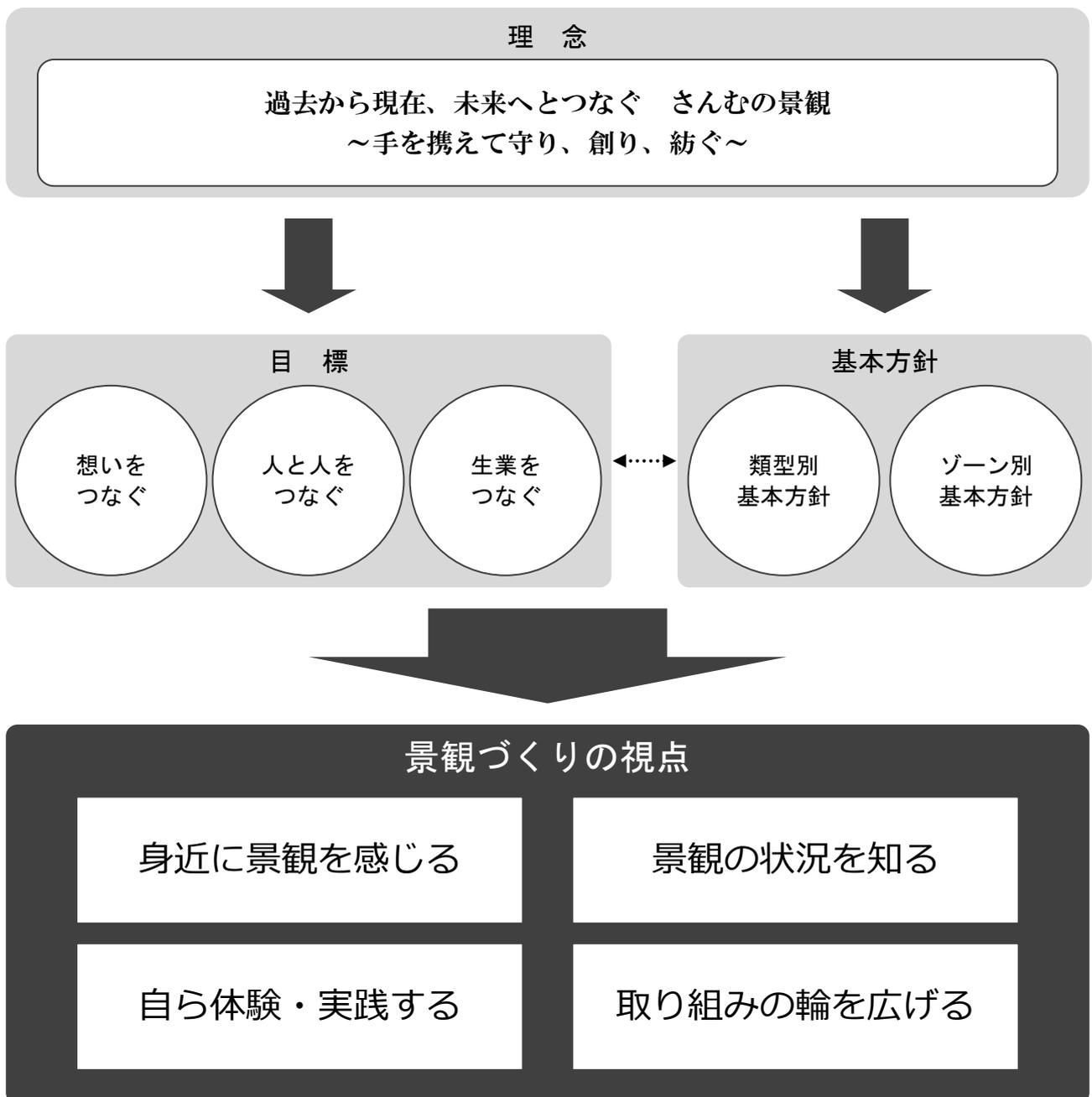
～地域に暮らす私たちにできることは何か？～

4-1 さんむの景観づくり

第2章で整理した山武市の景観特性や、第3章で掲げた理念・目標・基本方針を実現するためには、行政だけではなく、事業者や市民も一体となって取り組む必要があります。

しかし、景観づくりに対する理解が十分に共有されないままでは、継続的に景観づくりを進めることが困難になります。

そこで、理念・目標・基本方針を踏まえ整理した4つの景観づくりの視点では、段階的に景観づくりを進めていくことを意識しながら、一人ひとりができることを示しています。



4-2 景観づくりの視点

(1) 4つの視点

身近に景観を感じる

普段の見慣れた風景を「景観」として認識することを、難しいこととしてとらえる必要はありません。

まずは、外に出て周囲の自然を眺め、時にカメラに納めながら、自分の好きな景観を探すことから始めてはいかがでしょう。

※一人ひとりができること

- 徒歩や自転車で市内を散策する
- 生き物や植物等、自然を観察する
- 高台や平野部からの眺めを楽しむ
- 地域の風景を題材に写真を撮る など



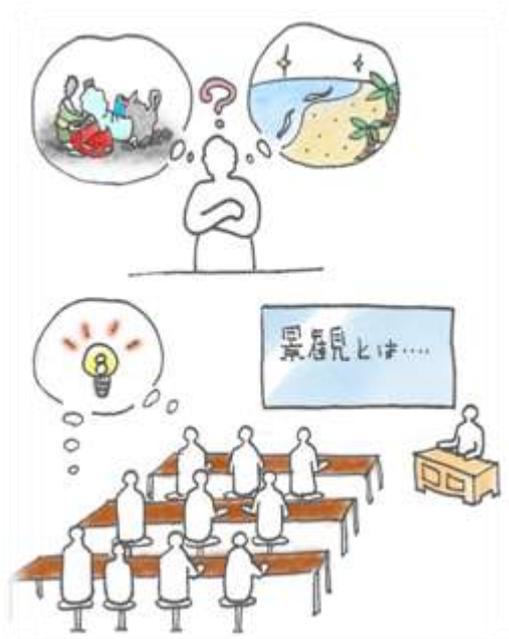
景観の状況を知る

身近に景観を感じるようになると、おそらく、好きな景観の他に、改善すべき（良くない）景観も見えてくると思います。

市内の景観資源を見て回ることや、セミナーなどに参加しながら、さんむの景観がどのような状況にあるのかを知り、考えてみてはいかがでしょう。

※一人ひとりができること

- 市内の景観資源を見て回る
- 良い景観、改善すべき景観を考える
- 景観に関するセミナーやワークショップに参加する など



自ら体験・実践する

庭先に花を植えたり、訪れた友人らを景観スポットまで案内することも、さんむの景観づくりになります。

景観を感じ、景観の状況を知るだけでなく、景観づくりに向けて行動に移してみてもいいでしょう。

※一人ひとりができること

- 庭先の掃除、美化をする
- 市外から訪れた人に地域を案内する
- 興味のある活動に参加する
- 公園や海岸でのマナーを守る など



取り組みの輪を広げる

植樹活動や花植え活動をはじめ、市内には、さんむの景観づくりに関連した活動をしている方々が大勢います。

興味のある活動を見つけたら（もしくは活動に共感する人を見かけたら）、一緒に参加してみてもいいでしょう。

※一人ひとりができること

- 近所の人に声をかける
- より多くの活動やイベントに参加する
- 他の団体と協力して企画やイベントを開催する など



(2) これまでの取り組み

山武市では平成 23 年に景観行政団体へ移行してから、景観づくりの 4 つの視点に関連した取り組みを行ってきました。

◆さんむの魅力フォトコンテスト 【身近に景観を感じる】

景観に関する意識啓発を目的として、平成 23 年度より、市民が美しいと思った風景、山武らしさを感じる風景、未来に残したいと思った風景等の写真を募集する「さんむの魅力フォトコンテスト」を開催してきました。募集作品については、市役所及び公共施設、また、市のイベントなどで展示し、市民の皆様からの投票により、毎年多くの作品が入賞作品として選ばれました。



応募作品の展示・投票の様子



最優秀作品（第 1 回～第 3 回）

◆ 景観に関する情報発信 【景観の状況を知る】

景観に対する意識を高めるため、「景観ワイワイ広場」や「さんむの魅力フォトコンテスト」をはじめとする景観に関する様々な取り組みやイベントについて、「山武市ホームページ」や「広報さんむ」、「さんむ景観通信」を通じて情報発信を行ってきました。

さんむ景観通信 第3号

平成 25年 7月発行

山武市では昨年年度から、山武市の景観づくりについて自由にワイワイと話し合ってもらえる場として「景観ワイワイ広場」を開催しています。今回は 20 名の皆さんと「山武市は将来こんな景観になったらいいな」をテーマに見聞交換をしました！

第3回景観ワイワイ広場の概要

【テーマ】 「山武市の 10 年後の景観」を考えよう！
 【日時】 平成 25年 6月 28日（日）14時～17時
 【場所】 山武市役所 3 階大会議室
 【開催内容】 ■ 前回来でのふり返り
 ・ 過去 2 回の景観ワイワイ広場結果について
 ・ 山武市の景観課題整理の状況について
 ■ 「山武市の 10 年後の景観」について
 ・ 整理された課題について改めて考えてみよう
 ・ 山武市で「これが将来こんな景観になったらいいな」について考えてみよう
 ・ 将来の景観について、「こんな活動をすれば実現しそうだな、こんな活動をしてみたいな」を考えてみよう





ワークショップ（景観パンフレットづくりを題材に）

景観づくりの視点（案）

- 「作る」 → 良い景観を将来に伝える
- 「動かす」 → 手を加えて改善する。手を加えた所が新しい景観になる。
- 「つなぐ」 → 自然な形から始める。みんなの取り組みをつなげていく。

キャッチフレーズ

自分が思い描く 2023 年の景観にキャッチフレーズをつけました。

景観おすすめポイント

10 年後の 2023 年の山武市の景観おすすめポイントとして、「将来に感じていきたい好きな景観」や「今はあまり良い景観ではないけど、将来はこんな風にならたら良いと思う景観」を考えました。

景観ストーリー

「今ある良い景観を将来にまで残していくには」や「今ある課題を改善するには」を考えました。

作田川の美化活動について（小幡さんの活動事例紹介）

私は作田川でこみ拾いや堤防の草刈り、花植えを請じて子ども達の課外活動を準備することをテーマに活動しています。今年で 6 年目になりました。個人で 20% ずつ掃除の原を刈ること目標にしながら、年に数回、種蒔きや作田川周辺の事業者の方々にも協力してもらっています。その他にも肥料や花を提供してもらいながら、堤防に植えています。

このように、自分が日々できる範囲でやっていくことを目標にしており、団体を設立したり、仲間を集めたりはしていませんが、多くの花が一斉に咲いた時は協力をお願いするようにしています。

この活動をしていて素晴らしいと思うのは、私の活動を見てくれる方々が、ゴミを捨ててくれているという現象が起きています。目に見えるものとして、子ども達にもこの活動を見せたいことが大事だと思います。そして 10 年後、その子ども達が大人になって、それを高貴して、地帯を良くしていくことと感じてもらえれば良いと思います。

今回の景観ワイワイ広場について（城西国際大学 福田先生）

本日、皆さまの熱心な話し合いの様子を見まして、山武市に対する強い「思い」や「こだわり」が十分に伝わりました。その思いがあれば、行動が起こせるだろうと思います。これからのまちづくりは、人口減少時代を前提に考えなければなりません。そうした将来を見据えて話をするという意味では、本日のテーマはぴったりだと思います。地帯「らしさ」はそれぞれの風土がにじみ出たものですが、その風土は、「嵐の人（外からやってきた人）」と「土の人（地元の人）」の両方が削って初めて、できあがると思われます。本日のように嵐の人と土の人が思いを一つに意見を話し合い、方向性を保っていくためにも、こうした機会を続けることではないでしょうか。

さんむ景観通信

◆ 景観まちづくりフォーラム 【身近に景観を感じる】【景観の状況を知る】

景観フォーラムは、山武市早船の緑豊かな里山を散策し、里山や景観の大切さと保全、再生、活用等について考える事を目的とし、実際に里山に触れながら、山武市と NPO 法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブによる、講演やグループディスカッションを開催してきました。



景観まちづくりフォーラムの様子

◆景観ワイワイ広場 【景観の状況を知る】【取り組みの輪を広げる】

景観ワイワイ広場は、本計画の策定にあたって市民の意向を反映し、市民と行政が役割を担いながら、共に景観づくりに参加することを目的に、平成24年度より、ワークショップやまちあるき、景観に関する活動紹介、イベントでのフリートークなどを開催してきました。



まちあるきの様子



ワークショップの様子



活動紹介・意見交換の様子



フリートーク・パネル展示の様子（市民活動フェスタにて）



◆景観セミナー 【景観の状況を知る】【自ら体験・実践する】

景観セミナーは、山武市だけではなく、広く県民及び事業者の景観づくりへの参加意欲の醸成を図り、地域の良好な景観の形成に向けた取り組みがより積極的に行われることを目的として開催してきました。平成22年には、「景観」をテーマに、講演や座談会を行い、平成25年には、「九十九里の景観」をテーマに、講演やパネルディスカッション、海岸清掃を実施しました。



海岸清掃の様子



基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

(3) 今後の取り組み例

これまでの取り組みを継続すると共に、以下の取り組みイメージをはじめ、市内主要箇所における案内板等の設置や SNS 等による情報発信・PR、市民や事業者を対象とした景観セミナー・勉強会の開催等について検討を進めます。

◆景観情報誌の作成



出典等：島根県益田市 HP

◆地域の景観魅力の演出



出典等：国土交通省 HP

◆子どもを対象とした景観ワークショップ



出典等：(一財) 岐阜市にぎわいまち公社 HP

◆のれんなどによる統一感のある景観の創出



出典等：兵庫県伊丹市 HP

◆商店街との連携による景観づくり



出典等：神奈川県藤沢市 HP

◆地域ブランドとの連携による景観魅力の発信



出典等：福岡県柳川市 HP

4-3 景観づくりを支える施策・制度の検討

山武市では現在、景観づくりと関連して、市民提案型交流まちづくりの推進や農林水産業の6次産業化等の推進に取り組んでいます。その他、以下に示すような施策・制度について検討を進めます。

◆市民提案型交流まちづくり推進

ボランティアなどの市民活動団体や地域が、自主的・主体的に公益事業や協働事業を提案し、活動を行うことに対し支援を行います。

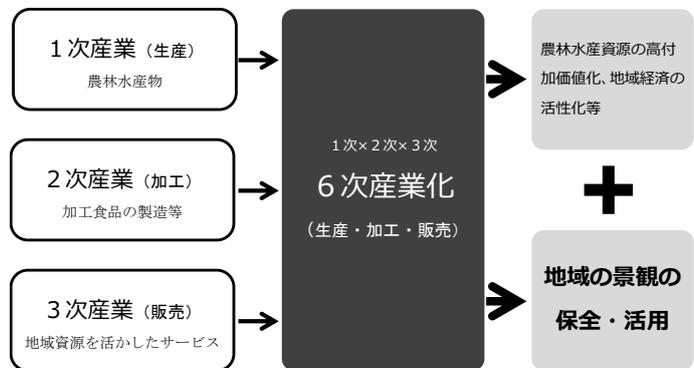
◆間伐材の運用

「山武市の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、市の実施する土木工事において間伐材等の地域産材及び木製品の使用に努めるとともに、「山武市バイオスタウン構想」に基づくエネルギー利用への促進等を更に進めます。



◆6次産業化の推進

生業としての農林水産業を継続・充実させることにより、地域の景観を守ることが可能となります。そのためには、農林水産資源の高付加価値化を促進するとともに、農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることが必要となるため、6次産業化（生産・加工・販売の一体化）に取り組み生業をつないでいきます。



◆景観基準評価等の審査組織等の検討

景観施策等の評価及び良好な景観の形成の推進に必要な事項の調査審議、市長の諮問に応じ景観に関する事項の調査審議を行う組織等の設置について検討します。

◆建築物や土地利用の規制・誘導等の関連する諸制度の活用を検討

・景観協定（景観法）

景観法第 81 条に基づき、良好な景観の形成を積極的に推進していくため、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定めていくための協定です。

・景観地区（景観法）

景観法第 61 条に基づき、より積極的に景観形成を図るため、行政が都市計画に「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について必要に応じて定めることができる地区です。建築物の形態意匠は市町村長の認定により、それ以外は建築確認により担保されます。

・地区計画（都市計画法）

都市計画法第 12 条の 4 に基づき、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するため、住民と行政が連携しながら、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する都市計画です。

・建築協定（建築基準法）

建築基準法第 69 条に基づき、一定の地域の環境と利便の高度な維持・増進を図るために、区域内の借地権者等の全員の合意により、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備」に関する独自の基準を締結する協定です。

・文化財保護法に基づく制度

文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的建造物を保護し、地域の資源として活かすための制度が多く定められています。

例) 登録有形文化財への登録、歴史的風致維持向上地区計画等

◆その他（例）

- ・シティセールスを通じた、山武市の魅力ある景観の発信。
 - ・空き家対策の推進による、まちなかのにぎわい低下の抑制。
 - ・不法投棄対策の推進による、良好な自然景観の保全。
 - ・市民活動団体への支援による、住民による景観づくりの活性化。
 - ・耕作放棄地の改善による、良好な田園景観の保全
- など

第5章 山武市の景観づくりの作法

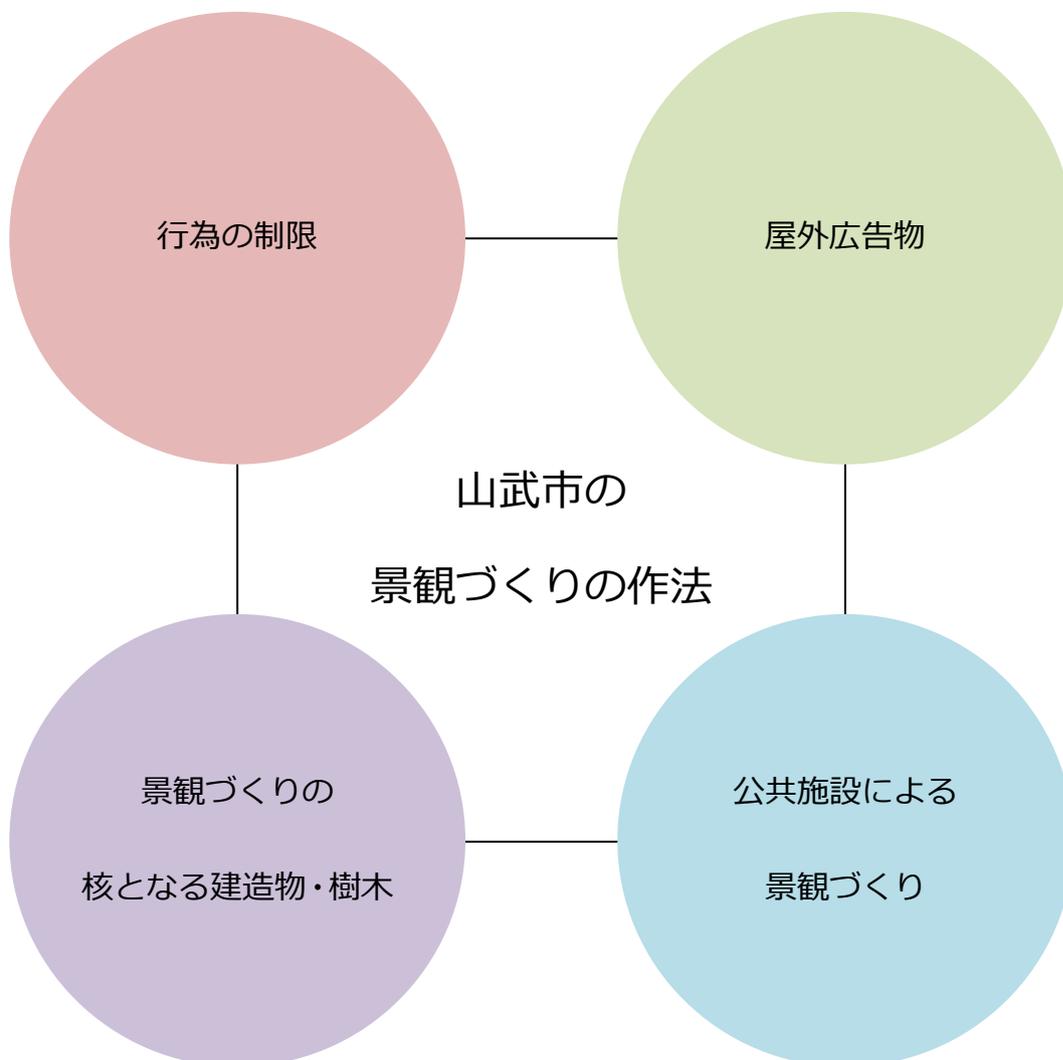
～良好なまちなみをつくるためのルール～

5-1 山武市の景観づくりの作法について

山武市において景観づくりを進める上では、私たち一人ひとりが景観のことを考えながら、身近な所から景観づくりに取り組んでいくことが重要になります。

その際、市民や事業者・行政の間で、景観に対する配慮事項（作法）を共有していくことが求められます。

そこで、第5章では、市内の建築物や工作物等に対してゆるやかな基準を設けるとともに、屋外広告物や地域の景観を構成する重要な建築物・樹木、公共施設に関する事項を定め、これらを「景観づくりの作法」として位置づけ・共有すること、長期的な観点から山武市の景観の誘導を行うこととします。



5-2 行為の制限について

(良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)

「行為の制限」とは、一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為等に対して、行為の着手前に届出を求めるとともに、良好な景観の形成に向けた基準への適合を求めるものです。

なお、重点地区(成東駅南側周辺地区)においては、別途基準を設け、配慮いただくこととします。

(1) 届出対象行為・規模

以下に示す、景観形成に影響を与える一定規模の建築物や工作物等の行為については、届出の対象となります。

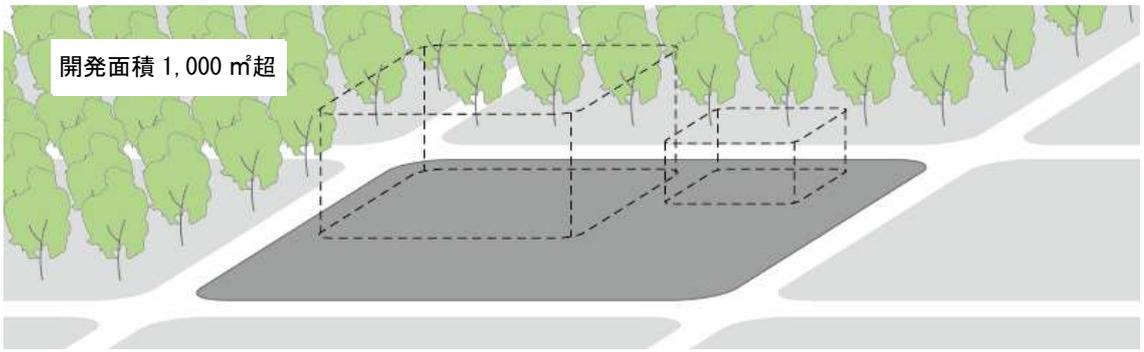
①建築物

行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
規模	次のいずれかに該当するもの ●高さ 10m超 ●延床面積 500 m ² 超
対象イメージ	

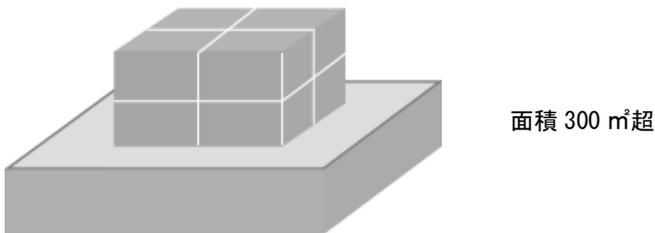
②工作物

行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
規模	次のいずれかに該当するもの ●高さ 10m超 ●敷地面積 1,000 m ² 超
対象イメージ	

③開発行為

行為	都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
規模	●開発面積 1,000 m ² 超
対象イメージ	 <p>開発面積 1,000 m²超</p>

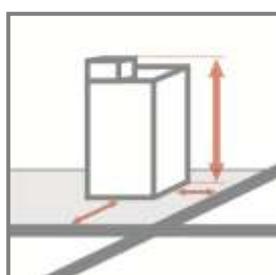
④その他の行為

行為	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	規模	●面積 300 m ² 超
対象イメージ	 <p>面積 300 m²超</p>		

(2) 景観形成基準

届出の対象となる行為については、以下の図に示す項目に配慮いただくこととなります（※具体的なイメージは別途ガイドラインをご参照下さい）。

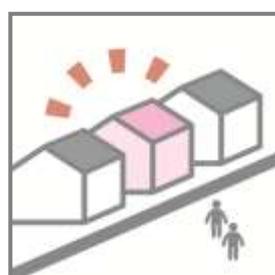
なお、届出対象行為・規模に該当しない場合においても、以下で示す景観形成基準を参考としながら、良好な景観の形成に努めるものとします。



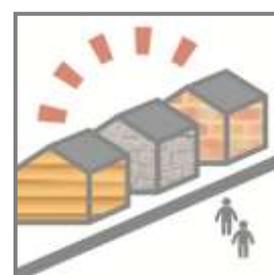
高さ・配置



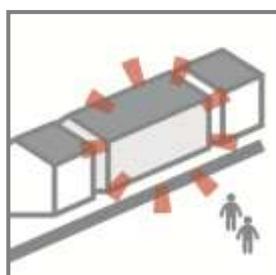
形態意匠



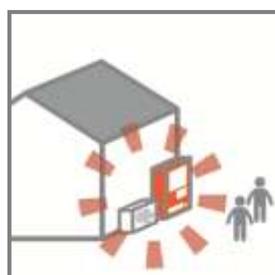
色彩



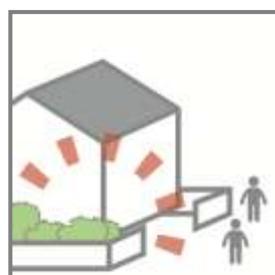
素材



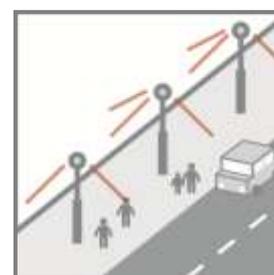
壁面



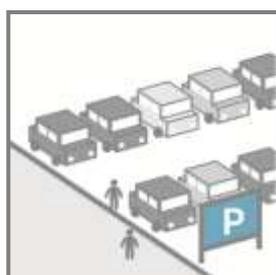
付帯施設



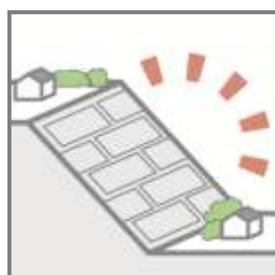
外構・緑化



夜間照明



駐車場



法面・擁壁

①市全域

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・類型別の基本方針及びゾーン別の基本方針を踏まえた、魅力ある景観の形成を図ること。 ・地域の景観の骨格を担う多様な自然環境と調和した眺望の保全に配慮すること。
----	--

建築物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみや自然との調和に配慮した高さ・配置とすること。 ・主要道路や視点場からの眺望において、ランドマークとなる社寺や背景に広がる山の稜線等を遮らない高さとするよう配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態、意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とする。（※別表を参照） ・彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用する。 ・木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩はこの限りではない。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や石材等の自然素材や、耐久性に優れた、時間と共に地域に溶け込む素材の利用に配慮すること。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫すること。
	附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機をはじめとした付帯設備や自動販売機等歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、遮へいの措置あるいは、周辺の景観に調和した意匠とする。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分の緑化に努めること。 ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
	夜間照明 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努める。

工 作 物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ・ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。 ・太陽光発電設備については、高台での設置を避けると共に、周囲の景観から突出しないよう、最上部をできるだけ低くすることや、敷地境界からできるだけ後退すること。
	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないように、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ・太陽光発電設備については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とすること。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備については、道路側など人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、植栽等により緑化すること。

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないように、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ・造成等に際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。
------	--

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、配置を工夫するとともに、植樹等による遮へい措置を講じること。
----------------------------	--

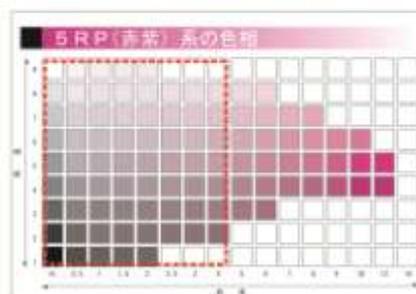
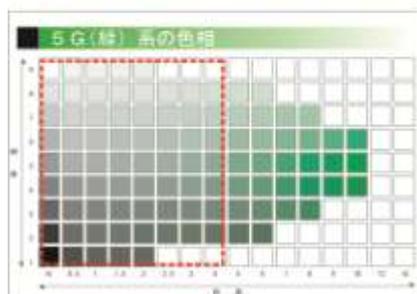
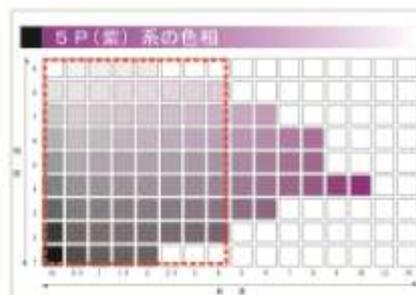
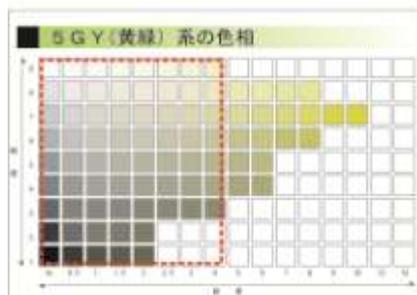
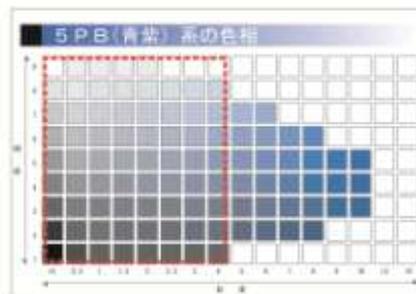
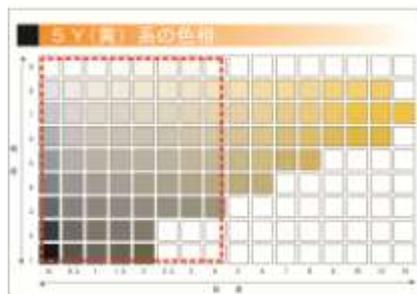
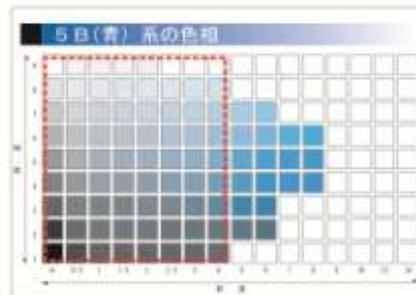
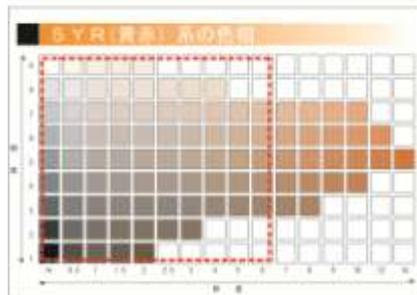
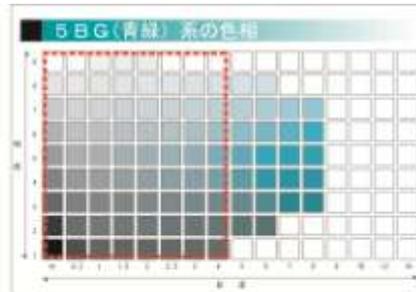
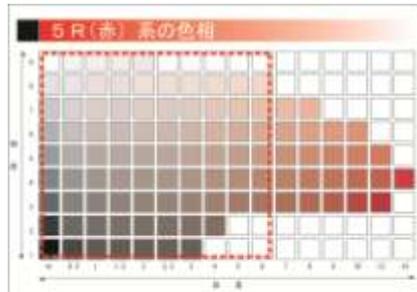
②重点地区

建築物	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のまちなみの雰囲気を継承するため、周辺地区のまちなみとの連続性に配慮し、周辺から著しく突出しない高さとする。 ・歩道を歩く人が建物の圧迫感を感じにくくするため、道路境界部から一定程度離れた場所に建物を建てるよう努める。 ・建物と建物の隙間を通した眺望景観（浪切不動や斜面緑地等）を楽しめるよう、隣棟間隔の確保に努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とする。（※別表を参照） ・ただし、木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色はこの限りではない。
	附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上や外壁等に設ける建築設備は、通りから目立たないような配慮をする。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化を図り、背景の山の緑との連続を図る。 ・路地や小径の道路境界部分は、魅力的、かつ、安全安心な空間とするために、透過性の高い塀や生け垣とする。 ・建物の後退部分には、フラワーポットや花壇等の取り組みに努める。
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・電飾看板や派手な照明は避ける。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した店舗は、閉鎖的なつくりにならず、通りを歩く人が店舗内での活動を感じられるよう工夫する。 ・道路に面してシャッターを配置する場合には、まちなみにぎわいを分断しないような工夫をする。 ・道路境界部分における空間において、歩行者が休むことができる日影の休憩スペースなどの確保に努める。 ・著しく目立つ屋外広告物の掲出はさける。また、規模、形態、色調は、配置する建物の壁面の大きさや色彩、周辺のまちなみとの調和に配慮する。

※別表 色彩基準

色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0 以下	4.0 以下

※別表 マンセル表色系



コラム：色彩（マンセル表色系）について

マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として、広く全国に普及しているシステムであり、「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」の3つの属性の組み合わせによって、1つの色を表す仕組みとなっています。

①色相（色合い）

色相は、基本色の頭文字のアルファベットと、その度合いを示す0～10の数字を組み合わせて表記したもので、大きくはR(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)を加えた10色相に分かれます。

②明度（明るさ）

明度は、明るさの度合いを10段階で表したもので、数字が大きいほど明るい色彩になります。

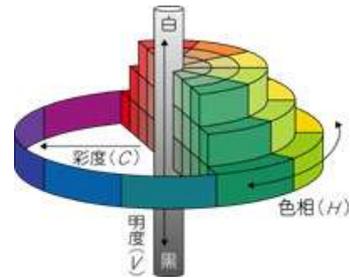
③彩度（鮮やかさ）

彩度は、数値が大きいほど鮮やかな色彩になります。

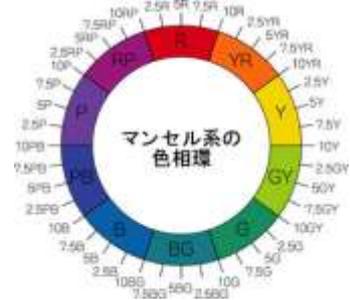
なお、日本の伝統的なまちなみや現代の建物の外壁の多くは、「10YR」の色彩が基調色（配色のベースとなる色）である場合が多く、自然の土や岩、樹木の幹の色彩についても、YR系の色彩である場合が比較的多いとされています（国土交通省「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（平成15年度）より）。

（図：一般社団法人日本塗料工業会ホームページより）

◆マンセル表色系

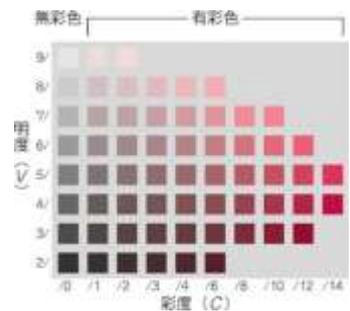


◆色相



◆明度と彩度

（色相：2.5Rの例）

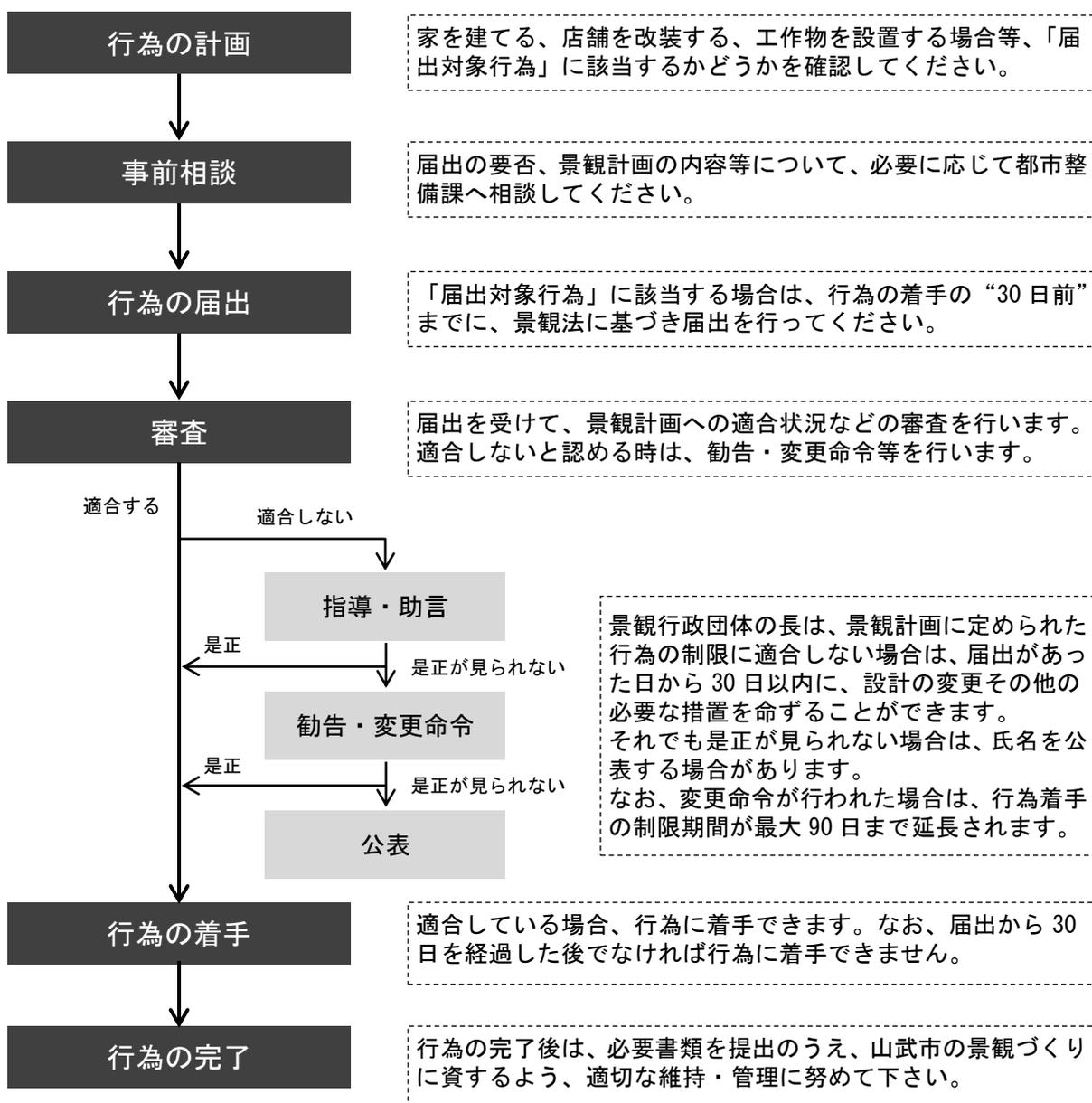


(3) 届出手続きの流れ

(1)～(2)で示した届出対象行為・景観形成基準については、以下の手順に沿って、届出や審査、指導・助言等を行います。

届出は景観法に基づくものであり、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日等について、行為着手の30日前までの提出が必要です。

なお、行為の届出を受けた後、審査においてその行為が景観計画に定められた「行為の制限」に適合しないと認める時は、届出をした者に対して、景観行政団体の長は、設計の変更やその他必要な措置をとるよう勧告・変更命令を出すことができます。



5-3 屋外広告物について

(屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項)

山武市では、「千葉県屋外広告物条例」に基づいた屋外広告物の規制を行うこととします。

その上で、第3章「3-2 市全域の景観づくり」や第5章「5-1 行為の制限について」の考え方に基づく山武市の屋外広告物の「配慮ポイント」を以下に示します。

表示者・設置者は、これらの内容を参考としながら工夫・改善に努めることとします。

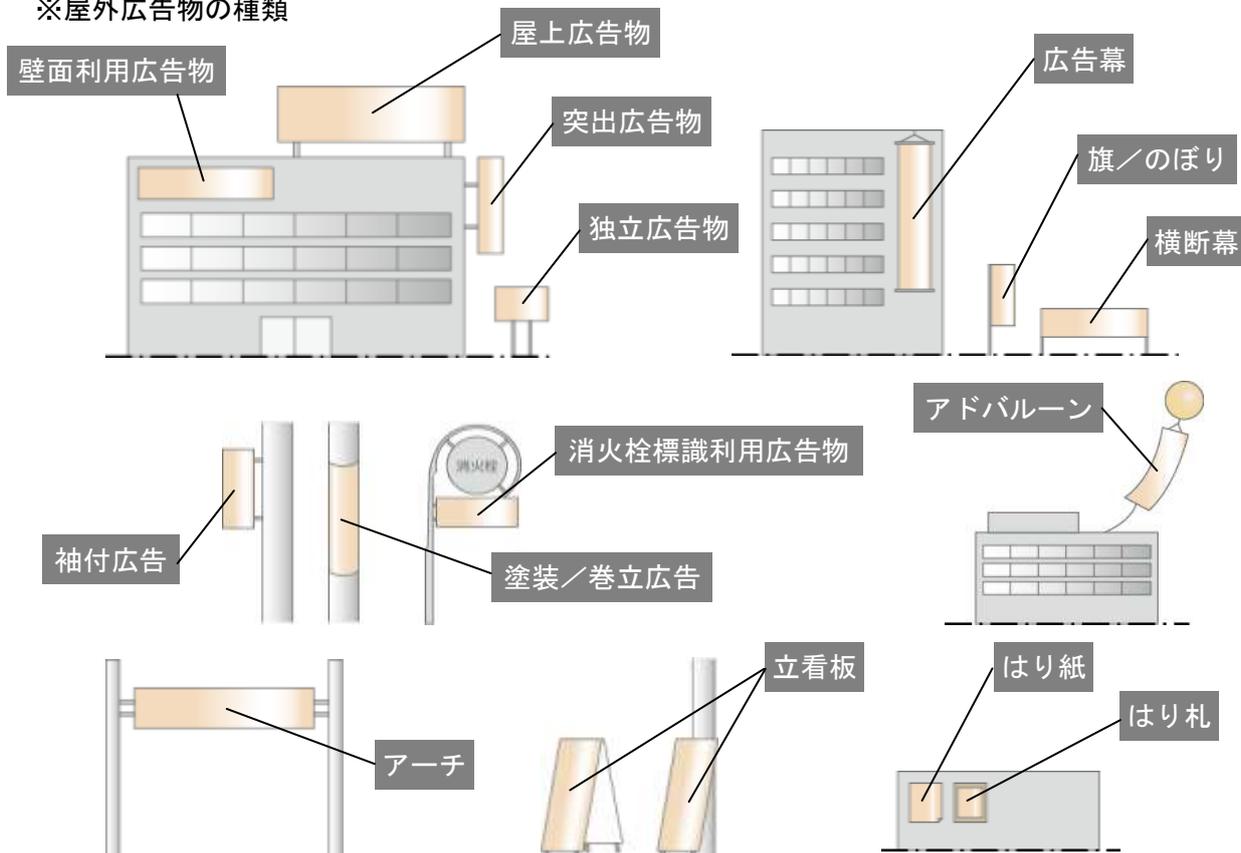
◆「山並みや田園風景などの自然を背景に表示・設置する場合」は、周辺環境と調和した形態・意匠・色彩にすることで、良好な景観の保全と経済活動との両立を図る。

- 例
- ・スカイラインや稜線を遮らない高さに抑える
 - ・木材や石材などの自然素材を用いる
 - ・原色に近い色、著しく鮮やかな色、蛍光色は避ける
- など

◆「店舗が立地するまちなかや沿道に表示・設置する場合」は、一体感・連続感のある形態・意匠・色彩にすることで、個性を演出しながら歩行者や自動車運転者の視認性を向上させる。

- 例
- ・周辺の建物や広告物とのバランスを考慮した位置や高さとする
 - ・建物単位で大きさや設置場所、色彩に統一感を持たせる
 - ・周囲から突出する過度な色彩表現は避け、シンプルなデザインとする
 - ・店先の広告物を緑や花と組み合わせて演出する
- など

※屋外広告物の種類



5-4 景観づくりの核となる建造物・樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木)

景観法第19条及び第28条に基づき指定する景観重要建造物及び景観重要樹木は、景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。これらに指定された際は、所有者の適正な管理が義務付けられ、現状の変更がある場合は、景観行政団体の長の許可を必要とする一方で、管理のための支援を受けることが可能になります。

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観もしくは樹容が景観上の特徴を有し、本計画区域内の良好な景観の形成を推進する上で重要な建造物もしくは樹木や、地域の景観上の重要性から見て、所有者等の限定された者だけではなく、道路やその他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物もしくは樹木を景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。

【指定が想定される建造物・樹木】

- ・シンボルやランドマークになるなど、地域の景観を特徴づけている建造物もしくは樹木
- ・地域の暮らしなど、地域の自然、歴史、文化を象徴する建造物もしくは樹木
- ・市民等による維持管理が継続的に行われているなど、地域に広く親しまれている建造物もしくは樹木

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用の考え方

指定した景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者・管理者は、適正な管理により保全を図り、周辺の景観について、景観重要建造物及び景観重要樹木と調和が図られるよう誘導するなど、地域の景観形成に向けて活用を図ります。

5-5 公共施設による景観づくり

(景観重要公共施設)

公共施設は、地域の重要な社会基盤であると同時に、その規模の大きさから、地域の景観に与える影響も大きく、地域の景観形成にも大きな役割を担っています。

景観に配慮した公共施設を整備することは、地域の景観づくりの先導的な役割を果たすとともに、景観づくりへの意識の高揚をもたらすことも併せて期待されます。

このため、公共施設の整備にあたっての考え方と指定の方針を定め、景観に配慮していくものとなります。

(1) 公共施設による景観づくりの考え方

①良好な景観の構成要素となっている公共施設を維持・保全する

- ・山武市を流れる主要な河川（木戸川、作田川、境川）について、河川からの良好な眺望の確保・活用や、自然と調和する素材による護岸の整備を通じて、自然や生態系及び景観の保全に配慮した整備を促進します。
- ・蓮沼海浜公園やさんぶの森公園をはじめ、市内各地にある公園について、緑の確保・保全に努めると共に、建築物や工作物の更新時には、落ち着いた色彩やすっきりとした形態意匠とすることにより、地域の特性に合わせた維持・管理を行います。



②公共施設の整備を通じて良好な景観を再生・創出する

- ・都市連携軸となる国道 126 号や地域交流ネットワーク及び都市の骨格となる道路については、整備の促進や歩行者の安全性の確保と併せて、道路からの良好な眺望の確保、周辺環境に配慮した色彩や形態意匠を持つ工作物の整備に努めます。
- ・市内 3 駅やさんぶの森元気館、山武市役所、道の駅オライはすぬまなどの地域交流拠点、その他市内各地の学校をはじめとした公共建築物については、建築物からの良好な眺望の確保や保全に努めると共に、連続する緑の確保や、周辺環境に配慮した色彩や形態意匠を持つ工作物の整備に努めます。



(2) 景観重要公共施設の指定方針

山武市の景観づくりにおいて特に重要な役割を果たす道路、都市公園、河川等の公共施設について、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定し、整備及び良好な景観の形成に関する事項を定めるものとします。なお、景観重要公共施設の指定方針は次の通りとします。

【指定が想定される公共施設】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 景観形成の方針を踏まえ、ゾーンの骨格・拠点となる景観の一部を構成する公共施設・ 景観重点地区の景観形成を図る上で重要な役割を果たす公共施設 |
|--|

(3) 整備の推進に向けて

景観に配慮した公共施設の整備を推進するために、今後、整備に対する協議や庁内組織・専門家の活用、公共施設景観ガイドライン等の策定について検討を進めます。